

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議（各ワーキング・グループ）において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号（◎、○、△）については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。

- ◎：各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
- ：所管省庁に再検討を要請（「◎」に該当するものを除く）する事項
- △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	
310514004	元年 6月18日	元年 6月18日	元年 7月25日	間接オークション制度における取引量最小単位の撤廃	【内容】 特に取引量の小さい事業者による連系線利用に配慮し、間接オークション制度におけるJEPXとの取引量の最小単위를撤廃する。	【理由】 2018年10月から、連系線を利用してエリアまたぎの供給を行う場合は、間接オークション制度に従って全てJEPXと取引することになっている。しかし、計画編同時量制度においては、事業者はインバランスを発生させないように運用するのが原則であるが、JEPXのスポット市場での取引量の最小単位が50kWh/コマのため、エリアまたぎで全量供給する場合には、例えば正確な計画を立案しても、25kWh/コマのインバランスの発生を回避できない場合がある。これは1ヶ月分には計算すると差支31kWhにも及び、取引量の小さい事業者にとって、このインバランスのさらなる積み増しが運用上の問題となる懸念がある。同時量制度との整合性をとるためにも、取引量の最小単位を撤廃するか、もしくは、逆にインバランスの精算対象を50kWh以上/コマにする措置が必要である。	街づくりエネルギーゲーム推進協議会	経済産業省	間接オークション制度は、地域間連系線について、従来の「先着優先ルール」での運用を改め、スポット市場での入札価格が安い電源順に送電することを可能とするルールです。この制度の下では、原則、連系線をまたぐすべての電気の取引は、市場を通して行われます。 2019年6月現在、卸電力取引所のスポット市場での取引量は50kWh/コマとなっております。	電気事業法第97条～第99条、一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程 第19条	検討を予定	スポット市場を含むJEPXでの取引量の単位については、市場の利便性向上の観点に加え、細分化することによるシステム改修費用や約定処理時間の増加といったコスト面の観点も含めて総合的な判断が必要になるものと考えております。 これまで、2018年9月にスポット市場の取引量の単位について取引委員会からの要望に基づき従来の1,000kWh/30分あたり500kWhから100kWh/30分あたり50kWhへと変更を行っており、今後も、御指摘のようなニーズも含め、広く市場参加者の声を伺いながら、市場の利便性向上に向けて、JEPXとも連携しながら検討してまいります。
310514005	元年 5月14日	元年 6月18日	元年 7月25日	特定供給の審査基準の表現見直し	【内容】 特定供給における供給能力の審査基準の表現を相手方の需要ではなく自身の供給能力を基準とした表現に見直す。	【理由】 特定供給の審査基準は事業者が相手方に全量供給をする前提で定義されているが、密接な関係のある事業者への自己託送（特定供給）においては、相手方の需要は、自己託送と小売電気事業者による部分供給による場合がある。そこで、審査基準の定義を相手方の需要を基準とした表現ではなく、供給側の能力を基準とした表現に見直すことを提案する。具体的には、「自家発電設備の供給能力により相手方の需要に対応できない場合にあっては、当該供給能力により当該需要の5割以上に応ずることが可能で、かつ、小売電気事業者から電気の供給を受けることにより当該需要に対応することが可能」という表現を「小売電気事業者から電気の供給を受ける最大調達に対して、自家発電設備の供給能力が同等以上あること」と見直す。 なお、現状の表現のままの場合、供給能力が同じでも、相手方の都合により需要が増大しただけで、特定供給の資格を失うことになりかねない。	街づくりエネルギーゲーム推進協議会	経済産業省	平成26年改正前の電気事業法においては、安定的かつ低廉な供給を確保することにより電気の利用者の利益を保護するため、電気を直接使用者に供給する場合には、一般電気事業者又は特定電気事業者の許可を要することとされておりましたが、「特定供給」は電気の利用者と供給者との密接な関係が存在することから、自家発自家消費に類似した関係を有すると認められる場合において、そのような関係がない場合に比して電気の利用者の利益の保護の観点から弱まっていることから、一般電気事業者又は特定電気事業者の許可を要しないこととするもの、電気の利用者の利益の保護の観点から経済産業大臣の許可を要することとされています。 特定供給の許可の条件としては、電気事業法第27条の3に規定されているとおりであり、より具体的には、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（26）に規定されており、例えば、「発電用の電気工作物の供給能力により相手方の需要に対応することができない場合」にあっては、当該供給能力により当該需要の5割以上に応ずることが可能であり、かつ、小売電気事業者から電気の供給を受けることにより当該需要に対応することが可能である場合」と規定されています。	電気事業法第27条の三十一、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（26）	現行制度下で対応可能	仮に相手方の都合により需要が増大し、許可基準の1つである「自家発電設備の供給能力により、供給の相手方の需要の5割以上に応ずることができなくなったまたはできなくなると見込まれる場合、供給を行う側が供給能力を更に確保の上、当該5割以上を満たし、特定供給の要を逐次なく経済産業大臣に届け出る（電気事業法第27条の31第4項）こと、継続して特定供給を営むことが可能です。
310514006	元年 5月14日	元年 6月18日	元年 7月25日	電力取引量データのオーナーシップ	【内容】 電力取引量データのオーナーシップ（データの利用権限を決定できる地位）を、電力使用に対する対価を支払っている側と定義する。	【理由】 特定供給の審査基準は事業者が相手方に全量供給をする前提で定義されているが、密接な関係のある事業者への自己託送（特定供給）においては、相手方の需要は、自己託送と小売電気事業者による部分供給による場合がある。そこで、審査基準の定義を相手方の需要を基準とした表現ではなく、供給側の能力を基準とした表現に見直すことを提案する。具体的には、「自家発電設備の供給能力により相手方の需要に対応できない場合にあっては、当該供給能力により当該需要の5割以上に応ずることが可能で、かつ、小売電気事業者から電気の供給を受けることにより当該需要に対応することが可能」という表現を「小売電気事業者から電気の供給を受ける最大調達に対して、自家発電設備の供給能力が同等以上あること」と見直す。 なお、現状の表現のままの場合、供給能力が同じでも、相手方の都合により需要が増大しただけで、特定供給の資格を失うことになりかねない。	街づくりエネルギーゲーム推進協議会	経済産業省	○電気事業法第28条の40第3号及び第28条の45の規定に基づき電力広域の運営推進機関が定めている送配電等業務指針において、第252条に使用量情報照会に関する規定があり、第5項において、「一般送配電事業者は、需要者本人から使用量情報照会を受けた場合には、小売電気事業者又は需要抑制契約者を通じて、当該照会を受けた需要者に対し使用量情報を提供する」と規定されており、現状、電気の需要家（電力使用に対する対価を支払っている側）は、スマートメーターデータを入手することが可能な制度となっております。 ○また、電気事業法第23条第1項第1号において、「一般送配電事業者は託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気を供給する事業を営む者（以下「電気供給事業者」という。）及び電気の利用者に関する情報を当該業務及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第五項に規定する特定契約に基づき調達する向条第二項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない」と規定されています。これは、小売間の公平競争を確保するためのものです。	電気事業法第23条第1項第1号	現行制度下で対応可能	○「制度の現状」とおり、現行制度上、電気の需要家（電力使用に対する対価を支払っている側）は、自らのデータを入手することが可能です。 ○なお、近年、IoTやAIを始めとした情報技術の進展により、電力分野のデータについても利用可能性が高まっていることを踏まえ、電力データの新たな活用の在り方については、これから得られる収益をどのように需要家に対して利益還元を図っていくかという観点も含め、引き続き、検討を進めているところです。
310514007	元年 5月4日	2年 2月7日	2年 3月25日	スマートメーターデータを活用した空家情報の提供	スマートメーターによる電力使用が1年以上ゼロである場合には、空家または長期不在と推定し、当該情報を市町村の求めに応じて提供する。また、スマートメーターの公的なデータ活用促進のきっかけの1つとする。	電力、ガス、水道のうち、特に電力使用の有無が在・不在を推定する最も有力な情報となる。そこで、市町村からの求めがあれば電力使用が1年以上ゼロ、または料金不払いが続く場合には、当該契約者の住所を市町村に提供する。提供頻度は1年に1回とする。情報を入手した市町村は空家対策計画立案の基礎データとする。身寄りのない独居者の安否確認にも役立てる。有人の目視・巡回調査を実施するの比、省く効果的。かつ、合理的である。自治体としては効果的な空家対策の実施はSDGsのゴール11（住み続けられるまちづくり）に貢献・寄与するものである。また、具体的にSDGsのターゲット11.10の日本ローカルインデクスとして「空家率」を定義し、各自治体ごとに目標上限を都市計画に明記する。	街づくりエネルギーゲーム推進協議会	個人情報保護委員会 経済産業省	電力会社（一般送配電事業者）が保有するスマートメーターから得られる需要家の電力使用情報について、電気事業者の目的以外で活用することは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第23条第1項第1号において禁止されております。	電気事業法第23条第1項第1号	検討し着手	電力会社（一般送配電事業者）が保有するスマートメーターから得られる需要家の電力使用情報について、社会的課題解決等のために活用することを可能とするよう、改正法案を今通常国会に提出したところ。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針	
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
310826001	元年 8月26日	元年 9月10日	2年 1月23日	各士業の強制入会制度の廃止(弁護士を除く。)	自治の必要な弁護士を除き、憲法22条から各士業の強制入会制度は廃止すべきである。	士業における強制入会制度は、制度発足時を見ると必要性があったかと思われませんが、昨今の時代背景からは強制入会制度の維持は職業遂行の自由(不合理な負担)に制約があるものと考えられ、強制入会に対する制約の根拠、合理性に欠ける。昨今の士業の会は、会員減少に伴う会費の上昇が著しく、いくつかの会に所属する人にとってはなおさら、生活上の足かせとなっている。加えて、強制会はその会の存続に会費を利用し、会費のためというよりは会のための会費となっている。また、弁護士とは異なり、各会が自治が必要なのか、懲戒・罰則等は違審官庁や大臣が行うこととなっており、弁護士とはその考え方が異なる。司法制度の公正化の見地からも不要な会ではなからうか。仮に会による専門職としての資質の向上が必要であったとしても、資格更新制度などで担保でき、また現在任意加入となっている士業においても、任意加入制度をもって資質向上が図られていないと言える資格者を見たことがない。報酬についても自由化され、その面からも強制入会の根拠が欠ける。強制入会制度がなくなれば、もっと多くの人が資格者としてチャレンジでき、それが良い競争となり、自然に資質も向上し、ひいては国民のためになるものと考えられる。	個人	金融庁 総務省 財務省 厚生労働省 経済産業省	【金融庁】 公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類等の信頼性を確保することを使命としています(公認会計士法第1条)。 日本公認会計士協会は、この公認会計士の使命に鑑み、公認会計士の自治機能の強化を通じて、公認会計士監査制度の健全な発展と監査体制の強化が図られることを目的とした団体であり、この自治機能が十分に発揮されるためにはすべての公認会計士が、団体の運営に参画し、団体の組織規律と自主措置に従うことが望ましいことから、強制加入が定められています。 【総務省】 行政書士法15条において、行政書士会は、会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的として、設置されている旨が規定されています。具体的には、会員の業務の改善進歩に必要な講演会又は研修会の開催、業務に関する法令の調査研究、会員の福利厚生などの事務を行っています。行政書士が行政書士会から業務の指導、助言、情報の提供等を受けることが業務適正に遂行する上で不可欠であるため、行政書士会への加入は必要だと認識しております。 【法務省】 行政書士法第6条第1項において、行政書士となるには、行政書士名簿への登録を受けなければならない旨が規定されています。 また、同法6条の2第2項において、日本行政書士会連合会に登録を認められた場合は、同法16条の5において、事務所のある都道府県の区域に設立されている行政書士会の会員となる旨が規定されています。 【法務省】 司法書士となる資格を有する者が司法書士になるためには、司法書士会の会員にならなければならないとされています(司法書士法第5条第1項、第2項、第10条第1項第1号)。 また、司法書士会の会員でない者は、司法書士の業務を行うことができないとされています(司法書士法第7条第3号、第3条第2項第3号)。 土地家屋調査士となる資格を有する者が土地家屋調査士になるためには、土地家屋調査士会の会員にならなければならないとされています(土地家屋調査士法第5条第2条第1項、第2項、第10条第1項第1号)。 また、土地家屋調査士会の会員でない者は、土地家屋調査士の業務を行うことができないとされています(土地家屋調査士法第68条、第3条第2項第3号)。 【財務省】 税理士法49条の6により、税理士は、当然、税理士会の会員となることとされています。 【厚生労働省】 社会保険労務士法第29条の29により、社会保険労務士及び社会保険労務士法人は、当然、社会保険労務士会の会員となることとされています。 【経済産業省】 弁理士法第60条において、弁理士及び特許業務法人は、当然、日本弁理士会の会員となることを定めており、強制加入制度を採用しています。	【金融庁】 公認会計士法46条の2 【総務省】 行政書士法第6条第1項 行政書士法6条の2 行政書士法15条 行政書士法16条の5 【法務省】 司法書士法第57条第1項、第2項、第10条第1項第1号、73条、第3条第2項第3号 土地家屋調査士法52条第1項、第2項、第10条第1項第1号、第81条、第83条、第3条第2項第3号 【財務省】 税理士法49条の6 【厚生労働省】 社会保険労務士法第29条の29 【経済産業省】 弁理士法第60条	【金融庁】 対応不可 【総務省】 対応不可 【法務省】 対応不可 【財務省】 対応不可 【厚生労働省】 対応不可 【経済産業省】 対応不可 【財務省】 対応不可 【厚生労働省】 対応不可 【経済産業省】 対応不可	【金融庁】 公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類等の信頼性を確保することを使命としています(公認会計士法第1条)。 日本公認会計士協会は、この公認会計士の使命に鑑み、公認会計士の自治機能の強化を通じて、公認会計士監査制度の健全な発展と監査体制の強化が図られることを目的とした団体であり、この自治機能が十分に発揮されるためにはすべての公認会計士が、団体の運営に参画し、団体の組織規律と自主措置に従うことが望ましいことから、強制加入が定められています。 【総務省】 行政書士法15条において、行政書士会は、会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的として、設置されている旨が規定されています。具体的には、会員の業務の改善進歩に必要な講演会又は研修会の開催、業務に関する法令の調査研究、会員の福利厚生などの事務を行っています。行政書士が行政書士会から業務の指導、助言、情報の提供等を受けることが業務適正に遂行する上で不可欠であるため、行政書士会への加入は必要だと認識しております。 【法務省】 行政書士法6条第1項において、行政書士となるには、行政書士名簿への登録を受けなければならない旨が規定されています。 また、同法6条の2第2項において、日本行政書士会連合会に登録を認められた場合は、同法16条の5において、事務所のある都道府県の区域に設立されている行政書士会の会員となる旨が規定されています。 【法務省】 司法書士となる資格を有する者が司法書士になるためには、司法書士会の会員にならなければならないとされています(司法書士法第5条第1項、第2項、第10条第1項第1号)。 また、司法書士会の会員でない者は、司法書士の業務を行うことができないとされています(司法書士法第7条第3号、第3条第2項第3号)。 土地家屋調査士となる資格を有する者が土地家屋調査士になるためには、土地家屋調査士会の会員にならなければならないとされています(土地家屋調査士法第5条第2条第1項、第2項、第10条第1項第1号)。 また、土地家屋調査士会の会員でない者は、土地家屋調査士の業務を行うことができないとされています(土地家屋調査士法第68条、第3条第2項第3号)。 【財務省】 税理士法49条の6により、税理士は、当然、税理士会の会員となることとされています。 【厚生労働省】 社会保険労務士法第29条の29により、社会保険労務士及び社会保険労務士法人は、当然、社会保険労務士会の会員となることとされています。 【経済産業省】 弁理士法第60条において、弁理士及び特許業務法人は、当然、日本弁理士会の会員となることを定めており、強制加入制度を採用しています。	【金融庁】 公認会計士法46条の2 【総務省】 行政書士法第6条第1項 行政書士法6条の2 行政書士法15条 行政書士法16条の5 【法務省】 司法書士法第57条第1項、第2項、第10条第1項第1号、73条、第3条第2項第3号 土地家屋調査士法52条第1項、第2項、第10条第1項第1号、第81条、第83条、第3条第2項第3号 【財務省】 税理士法49条の6 【厚生労働省】 社会保険労務士法第29条の29 【経済産業省】 弁理士法第60条	本提案を踏まえた財産に関する調査の作成・提出の取扱いについては、必要に応じて当該調査作成に要する銀行等の事務負担量を具体的に把握するとともに、財産に関する調査等報告書類に求める事項を精査したうえで検討してまいります。
310918028	元年 9月18日	元年 10月1日	元年 10月28日	報告・届出の廃止・簡素化 ⑦包括信用購入あっせん業者に作成が求められる「財産に関する調査」の見直し	包括信用購入あっせん業者に作成が求められる「財産に関する調査」について、銀行の計算書類、有価証券報告書で代替できない科目(「包括信用購入あっせんカード等」に係る未払債務)等のみ、事業報告書に別途記載することにより、調査の作成・提出は不要とします。	○クレジットカードを発行する銀行は包括信用購入あっせん業者として、割賦販売法施行規則に定める「財産に関する調査」および「事業報告書」を事業年度毎に経済産業局に提出しなければならない。 ○本調査の様式は同施行規則で定められており、その科目は一般事業会社向けのものとなっている。 ○このため、銀行の貸借対照表と一致せず、組み替えて記載する必要があり、銀行にとって多大な事務負担となっている。 ○また、調査を提出する際には、計算書類や有価証券報告書を添付している。これらの資料で代替できない科目(「包括信用購入あっせんカード等」に係る未払債務)等のみ、事業報告書に別途記載することにより、調査の作成・提出は不要と問題ないと考ええる。 ○昨年度要望に対し、経済産業省より「当該調査作成に要する銀行等の事務負担量を具体的に把握すると共に、財産に関する調査等報告書類に求める事項を精査した上で、必要に応じて検討していく」旨の回答が示されており、早期に検討していただきたい。	(一社)全国地方銀行協会	経済産業省	割賦販売法施行規則(第136条)	検討を予定	本提案を踏まえた財産に関する調査の作成・提出の取扱いについては、必要に応じて当該調査作成に要する銀行等の事務負担量を具体的に把握するとともに、財産に関する調査等報告書類に求める事項を精査したうえで検討してまいります。			

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
31092004	元年 9月20日	元年 10月1日	元年 10月28日	「教育ローン」の割賦販売法の規制対象からの除外	顧客に不利益を与える可能性が極めて低い国公立大学法人や、文部科学大臣の認可を受けた学校法人等と提携した「教育ローン」について、割賦販売法の規制の対象外としていただきたい。	銀行等の取扱い提携教育ローンは、銀行等・消費者間の金銭消費貸借契約と学校・消費者間の役務提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合は、割賦販売法第2条第4項に規定する個別信用購入あっせん業に該当。「密接な牽連性」の有無は、金銭消費貸借契約と役務提供契約の身体的一体性・内容的一体性や金融機関と役務提供事業者との一体性(人的関係・資本関係等)の要素を考慮した上で、総合的に判断している。 (要望理由) 提携教育ローンについては、国公立大学法人や文部科学大臣の認可を受けた学校法人等、国等の一定の関与が認められる教育機関が提携先であれば、顧客に不利益を与える可能性が極めて低いと思われる。現行規制下においても、国や地方公共団体の関与は適用除外とされていることから、同様の取扱いとしても問題にならないと考える。 また、同規制対象下では、ローン実行に伴う事務・管理態勢の負担が大きく、顧客のニーズに円滑に対応できないのが実情である。 学校法人や保護者等の利用者からは、一般に低利となる銀行の提携ローンを利用したいとの希望が寄せられており、利用者の経済的負担軽減のほか、地域金融機関が地元教育機関と提携することによる首都圏の学生集中是正等にも寄与すると考える。本規制の目的は理解できるが、こうした効果等も勘案し検討していただきたい。	(一社)第二地方銀行協会	経済産業省	銀行等の取扱い提携教育ローンは、銀行等・消費者間の金銭消費貸借契約と学校・消費者間の役務提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合は、割賦販売法第2条第4項、第35条の3の23、第35条の3の60第2項)に該当します。「密接な牽連性」の有無は、金銭消費貸借契約と役務提供契約の身体的一体性・内容的一体性や金融機関と役務提供事業者との一体性(人的関係・資本関係等)の要素を考慮した上で、総合的に判断しています。	割賦販売法(第2条第4項、第35条の3の23、第35条の3の60第2項)	検討を予定	本提案を踏まえた個別信用購入あっせんにおける規制対象の見直しについては、今後、具体的な必要性が示され、かつ、規制内容が過剰と考えられる状況となった場合には、必要に応じて検討してまいります。	
31092006	元年 9月20日	元年 10月1日	元年 10月28日	リフォームローンの割賦販売法の規制対象からの条件付適用除外	リフォームローンの提携をすることができれば、業者や顧客にとっても利便性が向上すると考えられ、提携住宅ローンを経営している業者に限って、割賦販売法の規制対象からの適用除外としていただきたい。	銀行等の取扱いリフォームローンは、銀行等・消費者間の金銭消費貸借契約と、リフォーム業者・消費者間の役務提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合は、法第2条第4項に規定する個別信用購入あっせん業に該当します。「密接な牽連性」の有無は、金銭消費貸借契約と役務提供契約の身体的一体性・内容的一体性や金融機関と役務提供事業者との一体性(人的関係・資本関係等)の要素を考慮した上で、総合的に判断している。 (要望理由) 政府では、平成27年に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空家や中古住宅に対して活用促進を促している。空家等の活用はリフォーム工事が不可欠であり、金融面でもサポートしていただく本件の要望を行う。 現行規制下ではハウスマーケット等と業務提携(提携住宅ローン)を締結する際、改正割賦販売法規制の対象となるため、リフォーム業務を業務提携の内容から除外し対応している。ハウスマーケット等に対し、新規物件は紹介が可能であるにもかかわらず、リフォーム工事は対象外となっていることに顧客の理解が得られないのが実情であるため、リフォームローンの割賦販売法の規制緩和が望まれる。 ただ、リフォーム工事を巡っては、顧客が業者とのトラブルに巻き込まれる事案が少なからずあるのも実情である。このため、提携住宅ローンを締結している業者に限るといった条件付で、リフォームローンの割賦販売法の規制対象からの適用除外を要望する。	(一社)第二地方銀行協会	経済産業省	銀行等の取扱いリフォームローンは、銀行等・消費者間の金銭消費貸借契約と学校・消費者間の役務提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合は、割賦販売法第2条第4項に規定する個別信用購入あっせん業に該当します。「密接な牽連性」の有無は、金銭消費貸借契約と役務提供契約の身体的一体性・内容的一体性や金融機関と役務提供事業者との一体性(人的関係・資本関係等)の要素を考慮した上で、総合的に判断しています。	割賦販売法(第2条第4項、第35条の3の3の60第2項)	検討を予定	本提案を踏まえた個別信用購入あっせんにおける規制対象の見直しについては、今後、具体的な必要性が示され、かつ、規制内容が過剰と考えられる状況となった場合には、必要に応じて検討してまいります。	
31092009	元年 9月20日	元年 10月1日	元年 10月28日	中小企業信用保険制度の対象業種の追加	中小企業信用保険制度の対象業種に、農業・林業・漁業を追加していただきたい。	(制度の現状) 現在、中小企業信用保険においては、農業・林業・漁業は対象となっていない。中小企業政策審議会金融WGとりまとめ(平成28年12月20日)において、「各地域に根ざし公的性質を有する保証協会の取組みとして、地域の課題に対応するため自治体等と連携した保証メニュー(将来的には、国家戦略特区で実施している農業ビジネスの全国展開といったものも含む)(中略)等を通じて、地方創生への一層の貢献を果たすことも重要である。」と報告がなされていること。 現状、農業信用保証制度が存在するが、地域によっては農業・林業・漁業および関連事業者が主要かつ重要な産業であることが多く、円滑な金融を確保する観点から、中小企業信用保険制度の対象業種に農業等を追加して頂きたい。 中小企業政策審議会金融WGとりまとめ(平成28年12月20日)を踏まえ、商工業とともに営む農業の実施に必要な事業資金の借入に際し、商工業と農業を合わせ営む事業者に対して信用保証を行う枠組みの整備が進んでおり、より一層の見直しを要望する。	(一社)第二地方銀行協会	経済産業省	中小企業信用保険法第2条において定める中小企業者の範囲に、農業、林業、漁業は含まれていません。 経済産業省における取り組みとして、中小企業政策審議会金融WGとりまとめ(平成28年12月20日)において「各地域に根ざし公的性質を有する保証協会の取組として、地域の課題に対応するため自治体等と連携した保証メニューの開発(将来的には、国家戦略特区で実施している農業ビジネスの全国展開といったものも含む)(中略)等を通じて、地方創生への一層の貢献を果たすことも重要である。」と報告がなされたことも踏まえ、今後の信用補完制度の見直しに際して、商工業とともに営む農業の実施に必要な事業資金に係る保証の確保を行うことにより、資金確保の円滑化を図ることとを目的として、商工業と農業を合わせ営む事業者に対して信用保証を行う枠組みを整備しました(農業ビジネス保証制度)。現在、当該保証制度を創設する各自治体からの事前協議に対して適切に対応しているところである。	中小企業信用保険法第2条	その他	経済産業省においては、商工業農業の6次産業化や商工業者の農業分野での取組等を後押しするため、商工業者が農業を実施する際に必要となる事業資金の借入に際して、中小企業向けの信用保証の利用を可能とすべくこれまでに検討を行っており、中小企業政策審議会金融WGとりまとめ(平成28年12月20日)の報告も踏まえ、信用補完制度の見直しの中で、平成30年7月に閣議決した(平成30年6月26日中企第1号 農業ビジネス保証制度要綱)等を整備し、商工業者が農業を実施する際に必要となる事業資金の借入に際して、中小企業向けの信用保証を利用可能とし、当該制度を創設する各自治体からの事前協議に適切に対応してきていくこととする。今後こうした諸取組を通じて、地方創生への貢献を進めてまいります。	
311015023	元年 10月15日	元年 11月15日	2年 1月23日	小売業者の特定技能在留資格について	将来の更なる人手不足、高齢化に、コンビニエンスストアにおいても対応していくため、小売業(コンビニエンスストア)にも、「特定技能1号」を認めて頂きたい。	日本の深刻な人手不足に対応するために、2019年4月より、「相当程度の知識又は経験を必要とする技能」として認められる在留資格の「特定技能1号」に、建設業、造船・船舶工業、自動車整備業、航空・介護、素材材産業、産業機械製造業、外食・電気・電子情報関連産業、ビルクリーニング、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業の14業種が認められている。コンビニエンスストア業においても、人手不足は、選ばれた14業種同様に深刻であり、昨今の報道等においても、明白である。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	法務省 経済産業省	特定技能制度による外国人の受入れは、生産性向上や国内人材確保のための取組を行った上で、なお、人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野(特定産業分野)に限定して行うこととされています(「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針(平成30年12月25日閣議決定)」2(1))。 また、当該方針にのっとり、法務大臣は、分野を所管する関係行政機関の長並びに国家公安委員会の、外務大臣及び厚生労働大臣と共同して分野別運用方針を定めることとされています(出入国管理及び難民認定法第2条の4第1項)。 そのほか、人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野を法務省令で定めることとされています(出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表「特定技能」)。	・出入国管理及び難民認定法第2条の4、別表第1の2の表「特定技能」 ・出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令 ・特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針(平成30年12月25日閣議決定)	その他	特定産業分野の追加については、新たに外国人材の受入れが必要となる分野の所管省庁から、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行って必要な人材を確保することが困難な状況にあることを示していただき、それを踏まえ、その分野での受入れの適否を法務省を含む関係省庁で検討し、判断することとなります。したがって、特定産業分野の追加に当たっては、まずは業種としての認容が、所管省庁(経済産業省)に示していただく。当該省庁における調査・検討を経て、特定産業分野に追加すべきであるとの判断がなされた場合には、法務省を含む関係省庁においても適切に検討してまいります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針	
									制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
311015026	元年10月15日	元年11月15日	2年1月23日	技能実習制度の対象業種について	技能実習制度の対象業種として、物流は含まれていないため、物流会社における技能実習生の受け入れを検討して頂きたい。	様々な産業のサプライチェーンの根幹を担う運輸業は、母国の産業発展に活用できる技能である。中でもコンビニエンスストア業態の物流は、システム化されておりノウハウの蓄積も深く、国際貢献が可能な業種と考えられる。また、昨々大きな課題となっている物流業界での人材不足の解消にも繋がる。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	法務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成28年法務省・厚生労働省令第3号)に定める要件を満たすことについて、厚生労働省が開催する、学識経験者と労使からなる専門家会議において説明し、了承を得ることとしております。	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)第3条第2項において、技能実習を労働力の需給調整の手段として用いてはならない旨が規定されています。	現行制度 下対応可能	職種追加を行うとする業界団体が、業界内の合意、業所管省庁の同意を得た上で、 ① 同一の作業の反復のみではないこと ② 送出国の実習ニーズに合致すること ③ 技能等を評価できる技能実習生向けの試験制度が整備されていること ④ 技能等を評価できる技能実習生向けの試験制度が整備されていること という要件を満たし、専門家会議での了承を得れば、移行対象職種・作業として追加することは可能です。	
311015039	元年10月15日	元年11月15日	元年12月19日	省エネ法・温対法の報告義務の緩和について	環境省が策定したガイドラインを活用しているエコアクション21認証取得事業者については、中長期計画の提出を免除(もしくは代替)して頂きたい。	省エネ法の特定事業者は、現在、中長期計画を経済産業省及び環境省に提出している。 エコアクション21によって、実行性が高く推進しているため。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	環境省 経済産業省	エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)第15条第1項では、特定事業者に対し、法第5条第1項に規定する判断の基準(工場等判断基準)で定められたエネルギーの使用の合理化の目標の達成のため、中長期的な計画(以下「中長期計画書」という。)を主務大臣に毎年度提出しなければならないと義務づけられています。 中長期計画書には、燃料資源の有効な利用の確保に資するため、エネルギーの使用の合理化の目標達成に向けた具体的な取組計画及びその省エネルギー期待効果等を記載することとしています。また、中長期計画書の未提出時には、法第171条に基づき罰則が規定されています。	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	対応不可	省エネ法の中長期計画書は、一定量以上のエネルギーを使用する特定事業者が、省エネルギーの目標達成に向けて、具体的な設備投資等の取組計画、省エネルギー期待効果及び前年度の計画との比較などを定められた様式に記載し、報告することが義務づけられており、未提出時には、罰則が課せられます。 他方、エコアクション21は、規模にかかわらず、あらゆる事業者が自主的に、環境マネジメント体制を構築・運用するものであり、その要求事項の中で策定する環境経営目標は、省エネ法に基づく省エネルギーの目標達成を必ずしも包含するものにはなっておりません。また、エコアクション21の環境経営レポート作成・公表は自由様式であるため、省エネ法に基づく中長期計画書において記載を求められている項目が含まれているとは限りません。 以上より、両者は、対象者(特定事業者とあらゆる事業者)、制度の位置づけ(法律で作成提出が義務づけられ、未提出者には罰則が課せられていた報告とガイドラインに基づく任意の制度)や求める事項(省エネルギー目標の達成のため設備投資等の計画と自主的な環境マネジメント体制の構築・運用)が異なるため、エコアクション21の認証取得をもって、省エネ法の中長期計画書の免除又は代替することは不可能です。	
311015052	元年10月15日	元年11月15日	元年12月19日	固定価格買取制度認定発電設備の設置場所変更後の固定価格買取認定継続について	平成29年8月31日にFIT法の施行規則と告示が改正され、それまで認められていたFIT認定太陽光発電設備の設置場所変更後の固定価格買取が認められなくなった。当初の規定通りFIT対象設備設置から20年間は設置場所変更を認めざるべきであるとする。	①2030年の再エネの電源構成比率の目標達成、及び廃棄物削減のため、設置場所変更を認めるべきと考える。設置場所変更後に固定価格買取されない太陽光発電設備は、移設費用や移設後再度転用等のリスクを勘案すると廃棄を検討せざるを得ない状況にある。 ②20年間のFIT期間中の設置場所変更は可能である旨を確認した上で申請・認可、投資・設置を行っており、改正前に設置した設備については既得権として設置場所変更を認めるべきであるとする。 ③コンビニエンスストアにおいては、現状立地よりも収益性の高い可能性のある立地があった場合、店舗を閉店し新たな立地に店舗を建設(引越)し営業するケースがある。現制度でも、10kW未満の太陽光発電設備の引越に伴う設置場所変更後固定価格買取は認められているため、10kW以上についても同等の扱いにすべきであると考える。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	経済産業省	施行規則第五条第1項第二の二号にある当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が、調達期間が終了するまでの間、同一の場所に設置される計画であること。」に基づき、原則として設備の移設は認められていません。 ただし、以下の急遽生じたやむを得ない理由があると認められた場合のみ設備の移設が可能である。 1. 運転開始後において、引越に伴い住宅用太陽光発電設備を移設する場合 2. 公共事業による土地の収用、災害等の事業計画策定時に想定できなかった事由であって、設置者自身に帰責性のない事由により、認定を取得した場所で事業を実施することが不可能な場合	電気事業者による再生可能エネルギー電気調達の特別措置法第9条第3項第1号電気事業者による再生可能エネルギー電気調達の特別措置法施行規則第5条第1項第2の2号	対応不可	FIT事業計画の認定審査にあたっては、施行規則第五条第1項第二の二号にある当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が、調達期間が終了するまでの間、同一の場所に設置される計画であること。」の確認が行っております。そのため、事業者側の都合による移設については、認定した事業計画の認定基準を逸脱することとなるため認められておりません。 また、この運用はこれまでの審査との平等性の観点から見直し等を行う予定はありません。	
311015053	元年10月15日	元年11月15日	2年1月23日	電気主任技術者の育成促進について	小型商業店舗における小型キュービクル設置が増加による労働電気主任技術者不足と高齢化が常態化している。これは法定保守保安業務の形骸化に繋がりがねない事態であり、早期に主任技術者育成が必要であるとする。そのため、外部委託承認制度の緩和や、新卒採用等への支援を検討して頂きたい。	①コンビニエンスストアでは拠点の多さから、外部委託承認制度を利用し高圧受電設備の保守保安を行っている。本制度を利用するにあたり、主任技術者の有資格者数に対し業務従事者が少なく高齢化しており、保守管理人材の確保が急務となっているため。 ②高圧受電設備の保守保安業務において、上記の通り、主任技術者不足から保守保安費用が高騰しているため。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	経済産業省	「外部委託承認制度」は、一定規模未満の自家用電気工作物の設置者が、電気保安法又は電気管理技術者と保安管理業務に係る委託契約を結び、かつ、保安上支障がないと経済産業大臣の承認を得た場合、主任技術者の選任を免除される制度です。自家用電気工作物のうち、約9割が外部委託承認制度が利用されています(外部委託承認制度が適用可能な自家用電気工作物は受電電圧1,000V未満の需要設備又は低圧の需要設備)。 近年、需要設備や再生エネルギー発電設備の増加等に伴い、外部委託承認制度を利用する設置者が増加する一方で、電気保安の要となる電気主任技術者(第3種)の試験合格者は毎年4,000人程度を推移しているものの、資格取得時に電気保安業界に就職する者は2%程度、免状取得者の約4割が60歳以上という状況です。	電気事業法第43条電気事業法施行規則第52条	検討に着手	現在、電力安全小委員会の下に設置されている電気保安人材・技術WGにおいて、電気保安人材の確保について検討を進めている所です。まず入職促進に向けたプロモーション策としては、2019年7月に「電気保安・電気工事業界の認知度向上・入職促進に向けた協議会」が発足しており、業界全体で横断的なポータルサイトを2019年中の立ち上げる予定です。 また、保安管理業務を委託するにあたって必要な実務経験年数の見直しについても、同WGにおいて議論しているところですが、実務経験年数の見直しに当たっては、実務経験の代替として研修を取り入れることなど、必要に応じて制度の見直しを検討しているところです。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。

- ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
- :所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
311025003	元年 10月25日	元年 11月15日	2年 1月23日	ペロブスカイト太陽電池の設置場所拡大に向けた規制緩和	フィルム型のペロブスカイト太陽電池は、壁面・曲面・室内といったこれまででは設置が難しかった場所に対し設置が可能となる特徴を有する。しかし、太陽光発電システムを建築物へ設置するにあたり、建築基準法を満たすことや、「JIS C 8955(2017)」に則り、電気設備技術基準に準拠することが要件とされている。しかし、これら従来の確認申請・耐火・安全等の規定では、太陽電池の新たな場所への設置が想定されておらず、同基準が厳しく解釈された場合設置ができにくいという問題が発生することが想定される。そのため、基準要件の見直し、本技術を活用できる基準の追加等をお願いしたい。	要望理由 太陽電池の新たな場所への設置に対し、本来の主旨を逸脱しない範囲で規制緩和することにより、壁面・曲面・室内へ適用が可能なフィルム型のペロブスカイト太陽電池を活用して太陽光発電システムの新たな利用領域を拡大し、再生可能エネルギーの更なる普及を促したい。 要望が実現した場合の効果 フィルム型のペロブスカイト太陽電池は、薄型・軽量であり、従来設置が難しかった構造物の屋根(カーポート、ベストリアンデッキ等)や、垂直面(壁面、ペランダ等)や曲面(アーチ形屋根)などに設置が可能である。また、フィルム状に印刷、貼付けすることが可能であることから建材との一体化や、これまで電源が供給できなかった広告媒体への電源供給や、壁紙材として室内発電など、従来基準に捉われない新たな太陽光発電システムの利用を促し、再生エネルギーのさらなる活用が可能となる。	株式会社 東芝	経済産業省	(電気事業法) 50kW未満の小出力太陽電池発電設備の施設にあたっては、電気事業法第56条の規定により、電気設備に関する技術基準を定める省令に適合する必要がある。 このうち、太陽電池モジュールの支持物については、設置する場合、「JIS C 8955(2017)」等に基づき、電気設備の技術基準の解釈第46条第2項に準拠することが要件とされている。	電気事業法、 電気設備の技術基準の解釈第46条第2項	検討を予定	(電気事業法) 太陽電池発電設備については、設置形態が多様化してきていること、技術革新への対応等が必要となっている状況を踏まえ、民間の規格や認証制度と柔軟かつ迅速に連携できるよう、新たに太陽電池発電設備に特化した技術基準を設けることを検討していく予定である。 ペロブスカイト太陽電池については、民間による規格化がなされ、設置形態や設置場所が明確になった場合、必要に応じて技術基準等の検討を行ってまいります。	
311028079	元年 10月28日	元年 11月15日	元年 12月19日	提携教育ローンに対する改正割賦販売法の一部適用除外	【制度的要望内容】 ＜提携教育ローンを、割賦販売法の一部適用除外(以下は除外条件を適用せず)＞ □特定商取引法の販売類型に該当する役員(特定継続的役務の提供契約) □民事ルール関係(法第35条の3の17から19まで) □信用情報関係(法第35条の3の36から37まで)	【制度の現状】 □銀行等が扱う提携教育ローンについては、銀行等と提携先の学校との間に「密接な牽連関係」が存在するとして、改正割賦販売法の規制の対象となっている。 □銀行等は「支払い可能見込額」の算出及び過剰手信防止についての義務を負うほか、指定信用情報機関の個人信用情報の照会を実施すると共に個人信用情報の提供を行う等の対応が必要。 【要望理由】 □平成20年の割賦販売法改正により、登録業者としての対応負担の増加等を背景に、一部の銀行では提携教育ローンの取扱いを停止・縮小した。 □一方、提携教育ローンは、学生獲得を目的とした営業活動の側面はほとんどなく、当該学校による就学支援の性格が強いことから、学校側からの復活要請は強い状況にある。 □営業活動の側面に強い契約形態は「特定継続的役務の提供契約」であるが、本役務を規制対象外とすれば、そうした契約形態に関しては、割賦販売法の下で、引き続き適切な対応を行っていくこととなる。 □なお、学校と消費者間の代表的なトラブルは「学納金返還請求事件」であるが、平成18年に最高裁判決が出ており、学費の返還請求は可能との整理が行われていることにも鑑みれば、解決できないトラブルの発生は限定的と考えられる。 □これらのことから、提携教育ローンを一部適用除外とする規制緩和を行っても、消費者トラブルが発生する可能性は限定的と考えられ、むしろ、金利を含む顧客向けサービス改善、学校側の事務負担・運営リスク軽減や就学支援の選択肢の拡大等に資することが可能と考えられる。	都銀懇話会	経済産業省	銀行等の取り扱う提携教育ローンは、銀行等・消費者間の金銭消費貸借契約と学校・消費者間の役務提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合は、割賦販売法第2条第4項に規定する個別信用購入あっせん案に該当します。 「密接な牽連性」の有無は、金銭消費貸借契約と役務提供契約の手段的一体性・内容的一体性や金銭債権と役務提供事業者との一体性(人的関係・資本関係等)の要素を考慮した上で、総合的に判断しています。	割賦販売法(第2条第4項、第35条の3の60第2項)	検討を予定	本提案を踏まえた個別信用購入あっせんにおける規制対象の見直しの要否については、今後、具体的な必要性が示され、かつ、規制内容が過剰と考えられる状況となった場合には、必要に応じて検討してまいります。	
311028087	元年 10月28日	元年 11月15日	元年 12月19日	商品先物取引法における六年ごとの外務員登録更新の撤廃	【制度的要望内容】 □商品先物取引法は、六年ごとに更新を受けなければならないという規定を撤廃。	【制度の現状】 □店頭商品デリバティブ取引の勧誘等の行為を行うにあたっては、外務員の登録が必要とされており、外務員の登録は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失うとされている。(商品先物取引法第200条) 【要望理由】 □まず、銀行が取り扱うデリバティブ取引は、事業会社等の金利上昇リスク等のヘッジを目的としたものが大半であり、個人を対象としたデリバティブ単体取引は行っていない。その中でも店頭商品デリバティブ取引については、所謂プロに該当する顧客の割合が金商法よりも多いという事実がある。 □また、デリバティブ取引の勧誘等を行うにあたり、外務員は店頭商品デリバティブ取引のみならず、デリバティブ取引に関する幅広い知識を具備する必要があることから、銀行は日本証券業協会・金融先物取引業協会および日本商品先物取引協会がそれぞれ外務員登録時に求める試験・研修以外にも職員に対し様々な研修コンテンツ・研修機会等の提供を行い、十分な顧客保護・説明体制を確立している。 □この様な中で、商先法においては、金商法で規定されていない外務員の六年ごとの更新を求めており、店頭商品デリバティブ取引を主業としていない銀行において、一万人前後の外務員の更新には、店頭商品デリバティブ取引における収益対比・多大な労力とコストが生じている状況。 □わが国の商品市場の発展・活性化の観点からも、業者に対する過度な負担は排除すべきであり、六年ごとに更新を必要とする規定を撤廃していただきたい。 □一方で商品市場の発展・活性化には顧客保護が大前提となることも事実であることから、外務員の更新に係る規定は、日本商品先物取引協会の「会員等の外務員の登録等に関する規則」に委ねることとし、その場合も法人のみを販売対象とする業者については、更新の対象外としていただきたい。	都銀懇話会	農林水産省 経済産業省	商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第200条第1項において、商品先物取引業者は外務員について主務大臣が行う登録を受けなければならないとされ、同条第7項において、その登録は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うとされている。	商品先物取引法第200条第7項	検討を予定	外務員登録の更新制度については、外務員の資質の向上により委託者保護の一層の充実を図る観点から設けられております。こうした同制度の趣旨を踏まえつつ、法執行の実効性を確保する観点から、検討を行ってまいります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
31113001	元年 11月13日	元年 12月16日	2年 2月25日	簡易な電気さく式サル捕獲檻を使用したい	有害獣に指定されたサルの捕獲を電気さくを利用して簡便に実施したいが、電気設備に関する技術基準を定める省令74条(電気さくは、施設してはならない。ただし、野獣の侵入又は家畜の脱出を防ぐためのものであって感電又は火災の恐れがないように施設するときは、この限りではない)に「捕獲目的のための使用」が明記されていないため実施できない。そこで、省令の改正が、弾力的運用により電気さくが捕獲に活用できるようにして頂きたい。	1. サルは北海道を除く全国各地で増え過ぎて農作物に多大な害を及ぼし耕作を諦める人も少なくない。岡山県真庭市豊栄集落では地域を挙げたサル害対策を実施中であり、市、県と協議し、補助金で捕獲檻(縦横5m、高さ3mの箱型で、側壁内面に電気さく電線を張ったもの)を設置した。 2. 既設檻の捕獲檻は高価でありたやすく設置できるものでない。鉄板等の構造がサルを感電するもの捕獲成績も劣るため、住民が補助金で資材を購入し寄って安価に組み立てたものである。 3. 電気工事前に経営者に確認すると電気設備に関する技術基準を定める省令74条に「捕獲目的のための使用」が明記されていないため使用できないことが判明。 4. 省令74条では電気さく使用が野獣の侵入又は家畜の脱出を防ぐ2つの場合に限定されている。使用目的を限定したのには偏に裸電線が危険だからであり、また、立法時に「捕獲目的のための使用」が明記されていないため使用できないことである。 5. 常時通電している通常の電気さく設置に比べ、多頭数が侵入していることを確認し、サルが逃げ出す前に捕獲依頼を受けた猟友会員が電源を一時的に入れて、その間に捕獲するものであり、はるかに安全である。 6. 地域が期待をかけて作った安全性の高い電気さく式捕獲檻が使えてサルの頭数管理が行えやすくなればサル害に悩む全国の地域にとっても朗報である。	真庭市豊栄集落サル対策協議会	経済産業省	電気事業法において、事業用電気工作物を設置するものは、事業用電気工作物を省令で定める技術基準に適合するように維持することが求められています。 電気設備については、その技術基準として「電気設備に関する技術基準を定める省令」が定められています。 「電気設備に関する技術基準を定める省令」第74条において、「電気さく(屋外に充てた裸電線を固定して施設したものであって、その裸電線に充電して使用するものをいう)は、施設してはならない。ただし、田畑、牧場、その他これに類する場所において野獣の侵入又は家畜の脱出を防止するために施設する場合であつて、絶縁性がないことを考慮し、感電又は火災のおそれがないように施設するときは、この限りでない。」と規定されています。	電気事業法(昭和39年法律第170号)第39条第1項 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)第74条	対応不可	ご記載いただいているとおり、当該規定では、電気さくは「野獣の侵入又は家畜の脱出を防止する」という用途に限定されており、今回ご提案いただいたサル捕獲檻は条件を満たすものではありません。 なお、制度の改正については、基本的には社会的問題が背景となつて、広く必要性が認識され、国として必要であると判断された場合、有識者による委員会での議論を踏まえて進められますので、本件の必要性について、まずは、関係官庁とご相談ください。	△
311127018	元年 11月27日	元年 12月16日	2年 1月23日	事業承継に係る提出書類を簡素化すること	事業承継税制の適用を受けた際の提出書類の簡素化	5年間の事業承継期間において、年次報告書を都道府県に、継続届出書を税務署にそれぞれ提出する必要があるが、類似の添付書類も多く、事業者にとって大きな負担となっている。このため、年次報告書と継続届出書を一本化し、書類の提出先を1カ所にするべきである。	日本商工会議所	財務省 経済産業省	円簿化法施行規則第12条第1項～第4項、租税特別措置法(昭和32年法律第28号)第70条の7第9項、第70条の7の2第10項、第70条の7の4第8項、第70条の7の5第6項、第70条の7の6第7項、第70条の7の8第6項、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第40条の第36項、第40条の8第2項、第40条の8第4項、第40条の8の6第27項、第40条の8の8第15項、租税特別措置法施行規則(昭和31年政令第15号)第23条の9第25項、第23条の10第23項、第23条の12第9項、第23条の12の2第17項、第23条の12の3第17項、第23条の12の5第15項	その他	○平成25年度税制改正では、「年次報告及び継続届出時に、それぞれ同様の必要書類を提出しなければならないことへの見直し要望」が強かったことを踏まえ、税務署への提出書類のうち、経済産業局(現、都道府県)への提出書類と重複するものについては、原則として税務署への提出を要しないこととし、提出書類を大幅に簡素化しております。 ○また、令和元年度税制改正では、贈与税の納税額算出適用後、先代経営者の相続が開始し、切替確認を受ける場合には、都道府県への臨時報告を不要とする手続きの簡素化を行っております。 ○さらに、令和2年度税制改正では、税務署へ提出する継続届出書等には、資借対照表及び損益計算書の添付を要しないといった添付書類の簡素化が行われる見込みです。 ○これまで上記のような対応を行っておりますが、今後の対応においても、通常の税制改正プロセスで処理されるものと考えています。		
311127026	元年 11月27日	元年 12月16日	2年 1月23日	事業者向けのオンライン手続のID・パスワード方式を原則化すること	事業者向けのオンライン手続のID・パスワード方式の原則化	オンラインによる行政手続においては、本人確認のために、電子証明書(年間約8,000円程度)やマイナンバーカード、およびカードを読み取るカードリーダーが必要であり、事業者にとって負担となっている。政府は、2020年4月から、社会保険手続における採用・退職時の手続において、ID・パスワード方式を導入する予定としているが、本取り組みは事業者の負担軽減につながることから、その他の手続にも広げていくべきである。その際、法人共通認証基盤(GピズID)を活用し、一つのID・パスワードによる簡易な認証を広げていくことが重要である。	日本商工会議所	内閣官房 経済産業省	行政手続をオンラインで行う際の本人確認については、手続を所管する各府省において、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」(平成31年2月25日CIO連絡会議決定)に基づき、各手続の特性や利用者の利便性を総合的に勘案して、電子署名やID・パスワードの入力による本人確認を行っている。 行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン(平成31年2月25日CIO連絡会議決定)	現行制度下で対応可能	行政手続の利便性を向上するため、「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日閣議決定)において、「本人確認のために電子署名を要している行政手続において、行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドラインに基づき、法人や個人事業主向けの行政手続における「GピズID」の活用等による本人確認手法の多様化を図ると記載しており、これに基づいて、各府省において、今後、オンライン利用促進に取り組みこととしている。また、GピズIDについて、平成31年2月に運用を開始しており、経済産業省が所管するJ-グランド、保安ネットに既に利用可能であるほか、今年度中にはミラサポplusで利用を開始し、令和2年4月からは厚生労働省の所管する企業による従業員の社会保険手続でも採用・退職時の手続を中心に可能なものについて順次利用を開始する予定となっている。今後、その他の行政手続についてもGピズIDを利用して手続を行うことができるよう引き続き調整を進めている。	◎	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。

- ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
- :所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針	
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
311128005	元年 11月28日	元年 12月16日	2年 2月25日	補助事業について ⑤	補助金の申請等の諸手続きについて電子化・簡素化すること。 (例)自動車事故対策補助金の補助金申請手続きの簡素化	・補助事業に係る事務を電子化・合理化・明確化することにより、「働き方改革」に寄与することになる。	(公社)リース事業協会	経済産業省	補助金の申請から執行、確定検査を行う中で、多数の紙資料を作成・印刷する作業が民間事業者が発生している状況。	該当法令なし	対応		補助金申請に係る手続きについて電子化を進めることで、資料の作成・印刷や手続時の資料送付など、事業者負担の大幅な低減を実現します。 具体的には、「補助金申請システム(Jグラント)」を開発し、補助金の公募申請から補助金支払い、その後の手続きまでの全プロセスを電子化することで、申請者のワンストップ・ワンズオンリーを実現し、入力コストを最小限にする等の取組を進めます。 Jグラントは2019年12月末に運用を開始しています。現在、複数の補助金において、Jグラントを通じた補助金の公募申請の受付を行っているところです。今後も、各県及び自治体の補助金について、準備が整い次第、公募を行う予定です。	
311128014	元年 11月28日	元年 12月16日	2年 2月25日	フロン排出抑制法に係る行程管理票の回収期限について	フロンガス回収行程管理票(E票)の回収期限(30日)について、第一種特定製品を産業廃棄物として処分する場合は産業廃棄物管理票の中間処分時の回収期限(90日)に緩和すること。	・フロン排出抑制法において、フロン機器を廃棄する場合は含有するフロンガスの回収が必須とされ、フロン機器の所有者はフロンガスの回収を委託したフロン類充填回収業者に行程管理票を交付し、フロンガスが回収された旨の証として交付後30日以内に行程管理票(E票)を回収することとなっている。 ・リース物件におけるフロン含有機器の廃棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という。))に従って委託した中間処理業者に上記フロンガスの回収を委託することが多いが、大量のフロン含有機器の廃棄を委託した場合に、中間処理業者に早期処理を依頼し、かつ行程管理票を30日以内に回収しているのが現状である。 ・一方で、廃棄物処理法における中間処理完了のマニフェスト伝票(D票)の回収期限は「90日」とされており、回収業者のフロン回収作業状況及び廃棄物処理法におけるマニフェスト伝票の回収期限を考慮し、フロンガス回収行程管理票(E票)の回収期限を90日に緩和いただきたい。	(公社)リース事業協会	経済産業省 環境省	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第45条第4項において、第一種特定製品廃棄等実施者は、主務省令(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則)で定める期間内に引取証明書の交付又は引取証明書写しの送付を受けないときは、その旨を都道府県知事に報告しなければならないとされ、主務省令においてその期間は30日以内と規定されています。	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則(平成26年経済産業省・環境省令第7号)	対応不可	ご指摘の行程管理票(E票)すなわち引取証明書については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(以下「フロン排出抑制法」という。))第45条及び同法施行規則第42条第1号の規定により、充填回収業者はフロン類の引取り後速やかに引取証明書を交付することとされており、また、30日以内に充填回収業者が引取証明書の交付を行わない場合はフロン排出抑制法第45条第4項に罰則、都道府県知事に報告する必要があります。これらのフロン排出抑制法に基づく行程管理票は業務用冷凍空調機器の廃棄に際して充填回収業者へのフロン類の引渡しが確実に行われるようするため、フロン類の引渡しに一体的に責任を有する廃棄等実施者がその引渡しに係る行程管理票を管理するためのものであり、ご指摘の「中間処理業者に早期処理を依頼し、行程管理票を30日以内に回収している」とは、まさにフロン排出抑制法の趣旨に即った適切な取組と考えられます。 なお、回収依頼書又は委託確認書の交付から充填回収業者がフロン類の回収を完了し引取証明書を交付するまでに30日あれば十分な時間が確保されるものと見られるほか、産業物の中間処理との関係では、フロン類の回収は当該中間処理の前に行われるものである中で、中間処理に比べて期間が短いとも妥当であると考えます。		
311128015	元年 11月28日	元年 12月16日	2年 2月25日	フロン排出抑制法に係るリース終了物件売却時の記録簿について	フロン排出抑制法の第一種特定製品を売却する際に、売却先に対して、当該製品の点検状況等を記載した記録簿を引渡すことが求められているが(環境省・経済産業省告示第13号)、この対象を定期点検の記録簿、かつ、過去3年程度の記録に限ること。	・第一種特定製品の点検は、簡易点検(3か月に1回)と定期点検(一定規模以上の第一種特定製品、1年または3年に1回)があるが、それぞれの点検状況を記録簿に記載する必要がある。 ・第一種特定製品を売却する際に、売却先に対して、当該製品の点検状況等を記載した記録簿を引渡すことが求められているが(環境省・経済産業省告示第13号)、この対象を定期点検の記録簿とされ、その記録期間の定めがないことから、リース会社がリース終了物件を売却する際に、記録簿の整備に過重な負担が生じている。 ・売却先に引き渡す記録簿について、定期点検記録簿、かつ、過去3年程度の記録に限ること、売却先に真に引き継ぐべき情報になると考えられる。 ・2018年度の当協会の提言に対して、関係省庁から「特段の漏えい等が確認されなかった簡易点検の記録を含む全ての点検の記録を売却の相手方へ引き渡す必要があるか等については、今後、中下流対策のフォローアップにおいて検討を行うこととする。」と回答されているが、検討期限を明確化すること。	(公社)リース事業協会	経済産業省 環境省	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(以下「フロン排出抑制法」という。))第16条に基づき定められた第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項(以下「判断基準」という。))において、第一種特定製品の管理者は、定期的に管理第一種特定製品の点検を行い、管理第一種特定製品ごとに、その点検及び整備に関する事項を記録した記録簿を備えることとされています。 また、判断基準において、管理第一種特定製品を他者に売却する場合、その記録簿又はその写しを当該管理第一種特定製品と合わせて売却の相手方へ引き渡すこととされています。 なお、管理第一種特定製品の点検については、判断基準において、全ての管理第一種特定製品を対象とする簡易点検及び専門点検に関する事項並びに一定規模以上の管理第一種特定製品についての定期点検に関する事項が定められています。	第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項(平成26年経済産業省・環境省告示第13号)	検討を予定	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第39号)附則第11条の規定により、この法律の施行(平成27年4月)後5年を経過した場合において法の施行の状況等について検討を行うこととされており、判断基準に係る事項は其中で検討を行うこととしてしています。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針	
									制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
311210001	元年 12月10日	2年 1月24日	2年 2月25日	高額現金決済取引の抑制による、キャッシュレス社会の進展及び犯罪防止・社会コストの削減について	・EU諸国で導入されている現金の利用上限規制の導入により、世界最高水準のキャッシュレス社会を実現するとともに、税金向上、マネロン対策強化、現金ハンドリングの社会コストの削減を図る。 ・具体的には、犯罪収益移転防止法、同法施行規則を改正し、上限金額(10〜30万円を想定)を超える現金決済については、導入の大きなメリットとして脱税防止を挙げ、フランスでは現金上限を3,000ユーロから1,000ユーロに引き下げた際、約10億ユーロの歳入になる見通しが示されている。 3. マネーロンダリング・テロ資金供与対策の強化 現金取引は匿名性が高いゆえ、マネーロンダリング・テロ資金供与対策には限界がある。高額現金取引を制限することで、狙われやすい高額取引が記録化されたため、資金悪用の防止に繋がる可能性あり。 4. 現金ハンドリングコストの削減 ・現金代替決済増加により、貨幣製造(517億円)、ATM維持管理(2兆円)等の現金ハンドリングコストが削減。 ・入管理民法が改正される等、人手不足が「叫ばれる中、現金取扱ゆえに発生する、現物の検査や管理、レンジ開作業等の業務負担も軽減される。 5. 新たなキャッシュレス環境整備への投資が推進 現金上限規制を10万円と仮定した場合、決済事業者全体では最大約800億円の増収が見込まれる。これは、決済端末100万台を決済事業者負担で新規導入できる規模であり、キャッシュレス環境の整備加速に向けた好循環が生まれる。	三愛UFJニコス株式会社	警察庁 経済産業省	犯罪による収益の移転防止に関する法律第2条第2項各号に掲げる特定事業者は、顧客等との間で一定の取引を行う場合、当該顧客等の本人特定事項等を確認することが義務付けられています。	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第2条、第4条、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(平成20年政令第20号)第7条等	対応不可	犯罪による収益の移転防止に関する法律は、特定事業者による顧客等の本人特定事項等の確認、取引記録等の保存、預け入れ取引の届出等の措置を講ずることにより、組織的犯罪処罰法及び職業特例法による措置と相まって、犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロ資金供与防止条約等の確実な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的としています。 本法においては、上記の目的を達成するため、FATF勧告等の国際的な要請を踏まえながら、マネーロンダリング及びテロ資金供与に利用されるおそれのないような取引も含めて一定額を超える現金決済取引について、一律に本法の規制の対象とするとは、特定事業者及び顧客等に過度な負担を強いるものであり、少なくとも犯刑法上において御提案を受け入れることは困難であると考えています。		
311227005	元年 12月27日	2年 1月24日	2年 2月25日	提携ローン全般、または教育ローン・リフォームローン等を割賦販売法の対象から除外	預金取扱金融機関が提携するローン全般を割賦販売法の適用除外としていただきたい。なお、これが難しい場合は以下の提携ローンを適用除外としていただきたい。 ○業者と預金取扱金融機関が提携したリフォームローン(既存住宅の購入を伴わないリフォームを含むリフォームローン全般)や太陽光発電設備等の住宅設備等のローン。 ○大学等の教育機関と預金取扱金融機関が提携した教育ローン。	平成21年12月施行の改正割賦販売法により同法の規制対象となる範囲が拡大し、適用除外項目を除く全ての商品等を取扱う提携ローンが同法に定める「個別信用購入あっせん」に該当する可能性を有することになった。29年6月には「既存住宅購入・リフォーム工事一体型『提携ローン』(一体型提携ローン)」は、一定の要件を充足することで同法の適用除外となることが明確化されたが、信借できる業者と提携した教育ローン等を取扱うためには、「個別信用購入あっせん業者としての登録が必要となり、登録を怠るためには事務負担・費用面で相当の負担がかかることから、実質的に取扱いができなくなっている。これらの提携商品は顧客利便を損ねている。 ついては、預金取扱金融機関が提携するローン全般を同法の適用除外としていただきたい。なお、これが難しい場合は以下の提携ローンを適用除外としていただきたい。 ○住宅に関する提携ローンが現行法で適用除外とされている趣旨のほか、政府が推進する空き家・中古住宅の活用促進や再生可能エネルギーの普及促進などの観点から、業者と預金取扱金融機関が提携したリフォームローン(既存住宅の購入を伴わないリフォームを含むリフォームローン全般)や太陽光発電設備等の住宅設備等のローンは適用除外とする。 ○学生及びその家族の経済的な負担軽減や地域の大学等における学生確保などの観点から、大学等の教育機関と預金取扱金融機関が提携した教育ローンは適用除外とする。	(一社)全国信用金庫協会	銀行等の取り扱う提携教育ローンは、銀行等・消費者間の金銭消費貸借契約と学校・消費者間の役員提供貸付法第2条第4項に規定する個別信用購入あっせん業者に該当します。「密接な牽連性」の有無は、金銭消費貸借契約と役員提供貸付法の手続的・一体的・内容的・一体的な金融機関と役員提供事業者との一体的(人的関係・資本関係等)の要素を考慮した上で、総合的に判断しています。	割賦販売法(第2条第4項、第35条の3の2第3項)の60第2項)	検討を予定	本提案を踏まえた個別信用購入あっせんにおける規制対象の見直しについて、今後の見直しについては、今後、具体的な必要性が示され、かつ、規制内容が過剰と考えられる状況となった場合には、必要に応じて検討してまいります。		
020107011	2年 1月7日	2年 2月7日	2年 3月25日	知的財産の意匠権出願	現在は意匠の補正は、「要旨を変更しない範囲のみ」と意匠法で定められているため、実質的に補正は出来ないの、実質的な補正が出来るように、具体的には意匠の類似の範囲を狭くする旨の補正が可能として載せた。	現状、意匠権の類似の範囲がわかりにくい。このため、公知公用形態と見做しても、類似する登録意匠があるために、公知公用形態の使用をためらう事態が生じる。逆に、意匠権者が要部で無いと判断している部分を変えた類似品があった場合、意匠権者は権利行使が可能か否か判断しにくい。また、特許庁の審査官が審査において、意匠出願の要部1を類似した公知意匠を発見した拒絶理由を通知するが、現状、出願人は補正が不可であったため、出願人は(1)要部1は特定の色のものに限定する、或いは、(2)要部2も備えたものに限定する等の補正が出来るようになっている。	民間団体	経済産業省	現行の意匠制度において、要旨変更を伴う不適法な補正がなされた場合の取扱いについて、意匠法第17条の2第1項は、願書の記載又は願書に添付した図面についてし補正が要旨変更であると認められた場合に決定をもってその補正を却下すべき旨を規定しています。	意匠法第17条の2第1項	検討を予定	ご提案いただいた意匠における補正の要件の見直しについては、特許庁として、現在、ユーザーニーズや海外国における意匠制度に関する調査を進めているところであり、補正の要件を含む今後の意匠制度の在り方について引き続き検討してまいります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議（各ワーキング・グループ）において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号（◎、○、△）については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎：各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○：所管省庁に再検討を要請（「◎」に該当するものを除く）する事項
 △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
020203001	2年 2月3日	2年 3月4日	2年 3月25日	高圧混合配管の気体耐圧時の試験方法について	高圧混合配管は、気体で耐圧試験を行う場合に限り、高圧ガス保安法の耐圧試験方法に準ずることができるよう、消防法の改正を要望する。	高圧ガス保安法では、設備（配管含む）は、常用の圧力の1.5倍以上の圧力で水その他の安全な液体を使用して耐圧試験を行うよう定められており、液体を使用することが困難な場合は、常用の圧力の1.25倍以上の圧力で空気、窒素等の気体を使用して耐圧試験を行うことが認められている。 一方、消防法では、最大常用圧力の1.5倍以上の圧力で水圧試験（水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む）を行うよう定められている。高圧ガス保安法と消防法の両方の規制を受ける高圧混合配管の耐圧試験を気体で行う場合（化学プロセスには水を凍らぬものがあり、試験後の水分除去が容易でない場合等）は、水の使用が困難である。高圧ガス保安法では1.25倍以上の圧力が、消防法では気体で行う場合であっても1.5倍以上を求めており、最終的に、1.5倍以上の圧力での耐圧試験となる。圧縮気体は、高圧の水よりもエネルギーが高く、万一の際に被害が大きくなる可能性があることを考慮すれば、それを未然に防止するため高圧ガス保安法に合わせ1.25倍程度のより低い圧とするのが妥当と考える。	石油化学工業協会	総務省 経済産業省	危険物を取り扱う配管の位置、構造及び設備の技術上の基準において、配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有するものとし、かつ、当該配管に係る最大常用圧力の1.5倍以上の圧力で水圧試験（水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む。）を行ったとき漏えいその他の異常がないものであることとされています。	危険物の規制に関する政令 第9条第1項 第21号イ	検討を予定	ご提案の配管工事後の現場確認の方法について、確認作業に伴う事故を未然に防止する観点から、詳細を確認した上で、運用について検討してまいりたいと考えています。	
020203002	2年 2月3日	2年 3月4日	2年 3月25日	石炭法制定以前に建設された事業所におけるレイアウト省令に関する変更に係る権限の移譲について	石炭法及び関連政省令が制定された昭和51年以前に建設された事業所において行われるレイアウト省令に関する変更（石炭法第7条）に係る権限の移譲（主務大臣→市町村長等）を要望する。	石炭法及び関連政省令は、昭和51年に制定されたが、それ以前に建設された事業所では、レイアウト省令の基準に適合していない（できない）箇所がある。そのため、変更を行う場合、総務省消防庁特殊災害へ事情を説明し対応を図っている。 一方、市町村長等（消防本部）は、普段から合同防災訓練や立入検査等を行い、事業所の実態（危険性や安全性等）を細かくとらえて把握しているため、変更を行う際の基準への適合性検討が最も合理的な判断を迅速に下すことが可能と考えられる。さらに、現状においては、都道府県知事が意見を述べようとするときのみ、市町村長等の意見が取り入れられる可能性があるが（*）、本権限移譲が実現すれば、より市町村長等の意見が反映されやすくなり迅速化が図られ、事業所のさらなる保安・防災力の向上に寄与すると考えられる。	石油化学工業協会	総務省 経済産業省	石油コンビナート等災害防止法では、石油コンビナート等特別防災区域において一定量以上の石油と高圧ガスの両方を貯蔵、取り扱う事業所の新設・変更の際には主務大臣（総務大臣・経済産業大臣）にその計画の届出が義務づけられており、その際に施設地区の面積、配置、通路等の制限に関する省令（いわゆる「レイアウト省令」）による規制を受けることとなっています。 基準に照らして災害の発生の場合の拡大防止に支障を生ずるおそれがあると認められる場合は、主務大臣が変更の指示、計画の廃止をすることができ、この指示については、関係行政機関の長から主務大臣への指示の要請や主務大臣が指示をする際あらかじめ関係行政機関の長と協議することなどが定められています。 法制定以前に建設された事業所ではレイアウト省令の基準に適合していない、また、基準適合することが困難な箇所がある場合がありますが、その場合には施設の実情に鑑み弾力的な基準の運用を行っています。 法令による手続きも、都道府県知事の意見を聴かなければならないとされており、都道府県知事が意見を述べようとする時は、「（意見なし）の意見を含む」市町村長等の意見を聴かなければならないとされています。 したがって、事業所の実態に精通している市町村長等（消防本部）の意見照会には必ず行われるものとなっています。	石油コンビナート等災害防止法 第5条、7条、8条	対応不可	レイアウト省令による規制は、大量の危険物（石油類1万キロリットル以上）と高圧ガス（200立方メートル以上）を取り扱う事業所に適用されており、このような事業所は、複合的な災害の発生及び拡大の危険性が特に大きく、一度災害が発生すると、市町村、場合によっては都道府県を超えて拡大する恐れもあります。 したがって、市町村及び都道府県が平素から事業所の詳細について精通しておくことは当然として、被害が大規模に及んだ際等における都道府県知事及び市町村長への指示権（法第41条の2）の行使や専門的知識を有する職員への派遣（法第28条8項）を行う国が、事業所の設置計画や現地の状況についてしっかりと把握、指導する必要があるため主務大臣（総務大臣・経済産業大臣）の事務としています。 なお、届出は郵送でも交付付しており、また届出の際の説明についても、電話、メール等による対応も行っており、必ずしも来庁を必要としておりません。	
020203003	2年 2月3日	2年 3月4日	2年 3月25日	危険物安全弁の点検周期に係る規制緩和について	ボイラー・圧容器（以下、「ボ・圧」という。）及び消防法が適用される安全弁においては、ボ・圧の連続運転認定を受けていても、消防法では毎年確認が必要となっているため連続運転ができない。そこで、ボ・圧及び消防法に係る法令が適用される安全弁についても、高圧ガス保安法に基づき運用を要望する。	提案理由は以下の2点である。 ・製造所等の定期点検に関する指導指針において、「消防法及び高圧ガス保安法が適用される安全弁については、作動確認の時期を高圧ガス保安法に基づく保安検査における作動検査の時期に準ずるものとし、当該作動検査を行った場合は作動確認を行ったものとする」との運用が、当該安全弁に適用されており、高圧ガス保安法による自主保安認定事業者は、当該設備の高圧ガス保安法に基づく連続運転が可能になっていること。 ・本運用を適用しても、当該設備の保安は、ボ・圧に係わる法令（労働安全衛生法第41条第2項）によって担保されていること。	石油化学工業協会	総務省 厚生労働省 経済産業省	製造所等の所有者等は、当該施設における貯蔵又は取り扱う危険物の数量等に応じ、当該施設について、定期に点検し、その点検記録を作成し、これを保存することとされています（消防法第14条の3の2）。この定期点検に係る運用として、「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」（平成3年5月29日付け消防法第48号）において、施設形態等に応じた「点検項目」、「点検内容」、「点検方法」等の項目を記載した点検表の例を指針として示していることとする。 危険物を取り扱う設備に設けられる安全弁については、上記通知において、作動確認により機能の適否を確認することとされています。	「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」（平成3年5月29日付け消防法第48号）別記2の注3	検討を予定	ご提案の安全弁に係る作動確認の方法について、詳細を確認した上で、左記通知における取扱いについて検討してまいりたいと考えています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
020317005	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 5月27日	製品本体に同梱されるACアダプターに対する規制緩和	ACアダプターについても電源コードセットと同様の緩和措置を設けるべきである。	電気用品の輸入事業者は、電気用品安全法施行規則が定める電気用品の区分に従って経済産業大臣に対する事業の届出を行うとともに、当該電気用品の輸入にあたり「電気用品の技術上の基準を定める省令」に基づく技術基準に適合させなければならない。 ノートパソコンやタブレット等の製品を輸入する際、製品本体に電源を供給する装置として「電源コードセット」や「ACアダプター」が製品本体と分離され同梱される場合とが一般的である。電源コードセットやACアダプターが製品本体と分離独立した状態で輸入される場合には、製品本体とは別にそれぞれが単体で電気用品の該当有無を判断され、該当する場合には上記の事業届出や適合性検査が必要となる。ただし、電源コードセットについては、製品本体と同梱され、汎用性のない場合には、製品本体と一体とみなされ、電気用品の該当有無の判断は不要とする緩和措置が設けられている。しかしながら、ACアダプターには同様の規定が存在しないため、輸入に際して製品本体とともに単体で電気用品の該当有無を判断した上で必要な手続を行わなければならない。電源コードセットとACアダプターは同様に一体として機能するにもかかわらず、緩和措置の有無が異なるため、事業者は規制内容の違いを海外の取引先に理解させることや、届出書類の準備等の行政手続に対応する必要が生じ、海外製の情報通信機器を迅速に輸入できない事態に陥っている。	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	平成16年3月22日付平成16-03-11原院第1号をもって制定した「電気用品の取扱い」(内規)に基づき、電気機器と同梱される汎用性のない電源コードセットについては、電気機器と一体とみなし、電気機器の電安法上の取扱いに基づくこととした。 これによって、電気用品の製造・輸入事業者は、当該電気用品の部分品、当該電気用品に同梱される汎用性のない電源コードセットについては、電気用品安全法に基づく事業の届出、表示等を付随品として行わず、当該電気用品の部品および付属品に適用される技術基準に適合する義務があります。	電気用品安全法第9条、第8条 電気用品安全法施行規則別表第1の18 電気用品の取扱いについて(内規)	対応不可	今回要望のあったACアダプターは、電源コードセットとは異なり、それ自身が電気用品安全法における規制対象品目(特定電気用品名:直流電源装置)に該当し、汎用性のあるものと認識しております。 また、独立行政法人製品評価技術基盤機構が収集した事故情報によれば、直流電源装置は事故上位品目の一つであり、特に、直近の平成30年度及び平成29年度においては全品目の中で事故件数が最も多くなっています。 以上のことから、今回要望のあったACアダプターを電源コードセットと同様に扱うことは、製品の安全確保の観点から不適切であると考えます。	
020317009	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 6月24日	アジャイル型システム開発に向けた環境整備	アジャイル開発等のシステム開発における発注者、受託者、委託先との直接的な意思疎通や協働が偽装請負と判断される「直接的な作業指示」にあたらないことを明確化すべきである。 あわせて、経済産業省の「DXレポート」において、アジャイル開発に連した契約ガイドラインの見直しを検討する旨が記載されているため、ガイドラインを早期に公表すべきである。 なお、本要望は、労働者の過重労働や下請事業者の不当な取り扱いが是認されることを求めるものではない。	情報システムの開発にあたり、短期間で試行錯誤を繰り返す「アジャイル手法」の活用が普及しつつある。アジャイル開発においては、ノウハウやアイデアを共有する観点から、発注者と受託者、受託者の委託先などの関係者による綿密な意思疎通の下で協働することが不可欠である。特にスタートアップとの協業において、早期に成果を出す手法として有用である。 しかしながら、現行法下では意思疎通や協働の内容が発注者から委託先のエンジニア等の作業への直接的な指揮命令とみなされ、労働者派遣法が禁止する「偽装請負」に該当すると判断される可能性がある。また、発注者と受託者との間を派遣契約に切り替えた場合でも、受託者から委託先へ開発の一部を再委託していることから、職業安全法が禁止する「二重派遣」に抵触しかねない。特に外部委託先(Sierや個人事業主)がスタートアップのような小規模企業や新興企業である場合、派遣事業の許認可も有していないことから、派遣契約への切り替えは現実的でない。 このため、偽装請負の該当性を回避するため、発注者と受託者、委託先の打合せに際して受託者の管理責任者を出席させ、当該責任者を介して仕様や要件を固めていくなど、発注者・受託者間のコミュニケーション・ルールの配慮と対策に費用と時間を費やさざるを得ず、高いスピード感を持つアジャイル開発のメリットを十分に享受できていない。前述のとおり、受託者が小規模企業や新興企業である場合、上記のようなコミュニケーション体制の確保も容易でない。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省 経済産業省	労働者派遣法では、「労働者派遣」とは、自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含み、そのほか、「労働者派遣事業」とは、労働者派遣を業として行うことをいいます。 労働者派遣法の適正な運用を確保するため、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示(以下「37号告示」という。)により、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分を明らかにした上で、労働者派遣事業の適正な運営の確保と派遣労働者の保護を図ります。労働者派遣事業に該当するか否かについては、37号告示に基づき、実態に即して判断されます。 経済産業省では、2018年9月に公開した「DXレポート」におけるDXの進展によるユーザ企業とベンダ企業の役割変化などを踏まえたモデル契約見直しの必要性を踏まえ、アジャイル開発を外部委託する際のモデル契約について検討を行い、2020年3月にアジャイル開発版「情報システム・モデル取引・契約書」を取りまとめ、公表しました。	〇労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第1号及び第3号 〇労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示	対応不可	御指摘の「アジャイル開発等の非ウォーターフォール型システム開発」における意思疎通等については、一様、偽装請負に該当しないことを明確化することは困難であり、37号告示に基づき、実態に即して判断されるものです。	
020317015	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 5月27日	液化天然ガス貯蔵タンクにおけるAIの活用	過去の判定結果(画像データ)を学習したAIを活用することで、熟練者と同等の精度での判定が可能になると考えられるため、非破壊検査におけるAIの活用を可能とすべきである。	液化天然ガス(LNG)貯蔵タンクの溶接部を検査するにあたり、放射線を用いて対象物を破壊せずに欠陥を検出する「非破壊検査」を実施している。検査結果については、日本産業規格(JIS)に基づき、一定の試験合格者や同等以上の技能者が目視で欠陥の有無を判定しているが、このような熟練検査員については絶対数が不足し、確保や判定技術の伝承が困難となっている。	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	液化天然ガス貯蔵タンクで用いられるLNGは超低温(-162℃以下)に冷却されており、二重殻構造又はメンブレン方式のタンクです。 当該タンクがLNG受け入れ基地であればKHKS0850-7(2018)保安検査基準(LNG受入基地関係)が、コンド則事業所であればKHKS0850-3が、一般則事業所であればKHKS0850-1が、適用となるが、いずれにしても、二重殻構造の貯蔵、メンブレン方式貯蔵は耐圧性能及び強度の設計の適用外となっています(例えばKHKS0850-3(2017)保安検査基準(コンビ則関係)の4.3.2(参照))。従って、法定検査としての非破壊検査の要求はなく、任意の検査となります。 そのため、AIを活用した検査を実施することは、現在でも可能です。	高圧ガス保安法	現行制度下で対応可能	現行法令で既に対応可能です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。

- ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
- :所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針	
									制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
020317021	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 5月27日	鉱山内におけるドローン飛行の柔軟化	鉱山内における無人航空機の飛行に当たり、以下3点を要する。 ①150メートル以上の高さの飛行における許可取得を撤廃すること。 ②目視外飛行における承認取得を撤廃すること。 ③上記2点の実現が困難な場合には、150メートル以上の飛行を包括申請の対象にするとともに、飛行実績報告を3ヶ月毎ではなく許可・承認期間終了後に一括で提出できるようにすること。	無人航空機(ドローン)の活用にあたり、150メートル以上の高さの空域を飛行させる場合や目視外で飛行させる場合には国土交通大臣の許可や承認を得なければならない。国交相による許可・承認の取得に当たり、一定期間内の反復飛行や複数の異なる地点での飛行をまとめて申請する「包括申請」も最長1年間の範囲で可能だが、高度150メートル以上の空域での飛行は申請の対象外である。また、包括申請を利用して許可・承認を受けた場合、申請者は3ヶ月に一度「飛行実績報告」を国土交通省に提出する必要がある。鉱山内においては、日常点検を目的として、高さ150メートル以上や目視困難な場所における無人航空機の利用ニーズが高い。しかしながら、航空法に基づき上記の行政手続が負担となり、無人航空機を日常業務で活用するにはハードルがある。鉱山保安法に基づき、事業者は鉱山労働者の安全性確保や鉱山周辺の状況調査を行うことが前提となっているため、無人航空機の飛行による危険性の増加は考えにくい。	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省 国土交通省	航空法及び航空法施行規則において、空港周辺の空域以外であって地表又は水面から150メートル以上の高さの空域を飛行禁止空域として定め、当該空域で無人航空機を飛行させる場合には、国土交通大臣の許可が必要である。また、航空法において、無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視して飛行させることと定め、これによらずに飛行させる場合は、国土交通大臣の承認が必要である。 国土交通大臣の許可・承認を取得するに当たり、同一の申請者が一定期間内に反復して飛行を行う場合又は異なる複数の場所で飛行を行う場合の申請は包括して行うことが可能(包括申請)。しかしながら、上述の飛行禁止空域で無人航空機を飛行させる場合は、飛行の日時及び飛行の経路の特定が必要であり、包括申請の対象外となります。また、許可・承認期間が3ヶ月を超える包括申請は、許可承認期間の開始日から3ヶ月毎及び許可・承認期間終了までの飛行実績の報告を行う必要があります。	航空法第132条、第132条の2、航空法施行規則第236条 無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領 鉱山保安法第18条第4項	対応不可	目視外飛行に係る申請については、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なう危険性があることから申請を求め、運用を緩和することによって、無人航空機による人や物等への危害に繋がる可能性が低くなる。 なお、飛行実績の報告は、航空法上許可承認を要する飛行について、飛行経路や日時を特定することができないような飛行の場合には、包括して申請を行うことができる代わりに、飛行の実態を把握するため、飛行した日時・場所等の定期的な実績報告を求めます。 鉱山における保安については、鉱山保安法のもと、危害防止に係る取り組みを実施いただいております。しかしながら、鉱山における無人航空機の導入・活用はまだ実績が少なく、無人航空機の飛行による人や物等への危険性が無いとは断言できません。したがって、鉱山のみに特例を認めることは難しく、鉱山保安法に基づき取り組みに加え、航空法による規定に則した活用をお願いいたします。 国土交通省においても電子申請等、利用しやすい環境整備を進めているほか、経済産業省においても鉱山における無人航空機の利用促進を目的とした手引書を作成し、近日中に公表する予定です。これら御活用いただき、適切な管理の下、無人航空機の健全な活用が進むことを期待しています。	
020317023	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 5月27日	配電事業ライセンスの導入	新たに配電事業ライセンスを導入し、社会コストといった観点も踏まえつつ、配電事業への新規参入を可能とすべきである。	発電事業者から受けた電気を小売電気事業者等に供給する行為は「一般送配電事業」と定義され、その実施には電気事業法上の許可が必要となる。同事業の許可は全国10の供給区域毎に行われ、事業者には、送電・変電・配電設備の設置・運用等を通じて当該区域内における電力の安定供給を確保することが求められる。一般送配電事業は、電力を広範囲に供給することを前提としており、新規参入は極めて困難である。 一方、再生可能エネルギー等の分散型電源の普及、IoT・AI等の革新的技術の登場により、分散型電源を利用した特定区域内で面的な運用を行う「マイクログリッド」が実用化しつつあり、新規参入者が一般送配電事業者の送配電網を活用した系統運用を行うニーズが高まっている。ICTの活用により電力の監視制御・需給管理が最適化されることで、電力ユーザーにとっても、再エネの最大限の活用や電力コストの抑制が進むことが期待される。	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	現状、配電事業は電気事業法において規定されていません。	該当なし	検討に着手	本年2月25日に国会に提出された強弱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案において、新たに配電事業について規定されています。国会で本法律案が成立した場合、当該規定の施行(法案では令和4年4月1日と規定)に向けて詳細検討を進めていきます。	
020317024	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 5月27日	特定計量器以外の脱税による電力取引の実現	適切な計量の実施を確保できる機器の利用や需要家への脱税を前提に、特定計量器以外の機器による柔軟な電力取引を可能とすべきである。	電力取引に用いる電力量の計量を行うためには、計量法に基づく検定を受けた計量器(特定計量器)を使用することが義務付けられている。太陽光発電や電気自動車(EV)等の分散型リソースを活用した電力取引を行う場合も、取引の対象となるリソースの全てに特定計量器を設置しなければならない。 太陽光発電システム等に用いられる「Vコンデンショナー(電力変換器)」をはじめ、多くのリソースには電力量を一定程度正確に計量する機能が既に備わっている状況も踏まえれば、高価で小型化も難しい特定計量器の設置を全てのケースについて求めることは、新たな電力ビジネスの普及を妨げ、却って消費者利益を損なうと考えられる。	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	現状、電力量の取引を行う場合には、計量法に基づく検定に合格した特定計量器を使用する必要があります。	計量法	検討に着手	本年2月25日に国会に提出された強弱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案において、電力量計測制度の合理化について規定されています。国会で本法律案が成立した場合、当該規定の施行(法案では令和4年4月1日と規定)に向けて詳細検討を進めていきます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
020317034	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 6月24日	次世代医療基盤法の活用促進に向けた制度整備	通常のオプトアウトを可能とするなど、患者に対する通知要件を緩和するとともに、匿名加工医療情報に関する標準的なデータ提供フォーマットを制定すべきである。	次世代医療基盤法の施行により、患者の検査や治療、保健指導に関する情報を活用した医療サービスの高度化・効率化や健康・医療に関する先進的な研究開発、新産業の創出等の効果が期待されている。しかしながら、医療データの取得・活用観点から以下2つの問題点が存在し、同法に基づくスキームが円滑に運用することが難しいと推察される。 ① 丁寧なオプトアウトによるデータ提供に当たり、初回受診時の書面通知が前提とされるため、医療従事者の負担増につながり、医療機関から認定事業者へのデータ提供が進まない可能性がある。 ② 認定事業者の増加が見込まれるなか、匿名加工医療情報のデータ提供フォーマットが規定されていないため、複数の認定事業者からデータを提供された利用者における情報の比較・分析が難しくなる可能性がある。	(一社)日本経済団体連合会	内閣府 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	①医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(平成29年法律第28号。以下「次世代医療基盤法」という。)第30条で定める本人への通知については、同法第4条第1項に基づき定められた基本方針において、「本人に対するあらかじめの通知については、本人に直接知らしめるものであり、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法により行うこととする。具体的な方法については、医療情報取扱事業者の事業の性質及び医療情報の取扱状況に応じて適切に対応することが求められるが、医療機関等の場合には、法施行前から選別している患者を含め法施行後最初の受診時に書面により行うことを基本とする。」となっており、 ②匿名加工医療情報のデータ提供フォーマットについて規制は存在しません。	①次世代医療基盤法第30条、同法基本方針(2) ②なし	①対応不可 ②事実認識	①医療情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)における「要配慮個人情報」に該当するものであり、利活用を進める一方で医療情報に係る本人の権利利益の保護に適切に配慮する観点から、通知が本人に認識される機会を総合的に確保することが必要です。そのため、基本方針に記載のとおりとなっております。 ②制度の現状欄に記載のとおりです。	
020317035	2年 3月17日	2年 5月25日	2年 6月24日	デジタルヘルス製品を対象とした新たな認定制度の創設	デジタルヘルス製品の社会における価値を最大化し、利用者が安心・信頼できる製品を選択できるようにする観点から、非医療機器に該当するデジタルヘルス製品に対して、薬機法に抵触せず効果・機能を謳うことができるよう、健康の維持・増進や予防に関するエビデンスレベルに応じた新たな認定制度を創設すべきである。	アプリケーション等のデジタル技術を活用したヘルスケア関連製品は、患者の診断・治療支援や重症化予防だけでなく、国民の健康維持・増進に寄与することが期待されている。ヘルスケア関連製品は、個々のプログラムの治療方針等への決定の寄与度合いや、不具合が生じた際のリスクの度合いに応じて、医療機器(以下、プログラム医療機器)と非医療機器(以下、デジタルヘルスケア製品)の2種類に分類される。特定のアプリケーションが、疾病の治療、診断等に寄与する製品としてプログラム医療機器の承認を受けるためには、医薬品等と同じ評価指標のもと、コントロールアプリに対する統計的な有意差を検出できるレベルの有効性を証明するために膨大な長時間の臨床試験を実施する必要がある。一方、直接的な治療効果を持たない製品は、非医療機器として販売することとなり、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下、薬機法)」及び「不当景品類及び不当表示防止法」の規制により、宣伝広告で効果・効果を謳うことは認められない。非医療機器の中には、健康の維持・増進や予防に寄与するエビデンスを有する製品も存在するが、多種多様なヘルスケアサービスが混在するため、利用者が各製品の品質や有効性を判断し、適切な製品を選択する事は容易ではない。	(一社)日本経済団体連合会	消費者庁 厚生労働省 経済産業省	(厚労省) プログラムの医療機器への該当性については、当該プログラムが医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「医薬品医療機器等法」という。)第2条第4項に規定する医療機器の定義に該当するかどうかで判断を行っています。 (経産省) 利用者が安心してヘルスケアサービスを利用できる流通の仕組みを整え、継続的にヘルスケアサービスの品質を評価できる環境整備を図るため、ヘルスケアサービスを提供する事業者の属する業界団体等が策定するガイドラインや認証制度のあり方を提示する「ヘルスケアサービスガイドライン等」のあり方(平成31年4月12日)	(厚労省) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号) (経産省) ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方(平成31年4月12日)	現行制度下で対応可能	(厚労省) 医薬品医療機器等法では、人の疾病の診断、治療又は予防に使用されることを目的としたプログラムを、医療機器プログラムとしています。医療機器に該当しないプログラムについて、そのプログラムの目的を標榜することは差し支えありません。 (経産省) 医療機器に該当するかどうか判断に迷う場合は個別にご相談ください。 (経産省) 事業者が、本指針に基づく自己宣言をさせていただいた場合には経済産業省ヘルスケア産業課からロゴマークの付与を行います。また令和2年度ヘルスケアサービス社会実装事業補助金において、ガイドライン策定の支援を行っています。	
020317036	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 5月27日	医療データの2次利用に向けた患者同意の電磁的取得の促進	以下2点の措置を講ずることにより、患者同意の電磁的取得を促進すべきである。 ① ガイドンスの「適切な同意を受けている事例」を周知徹底すること。 ② 「医学研究等に係る倫理指針の見直しに関する合同会議」の「医学系指針」及び「ヒトゲノム指針」の見直しに関する取りまとめ」に記載された、電磁的方法での同意取得の規定を早期に実現すること。	人を対象とする医学系研究の実施にあたって医療機関から提供を受けた医療データを2次利用するには、医療従事者から患者への説明と患者の同意取得(インフォームド・コンセント)が必要となる。その際、全ての関係者は「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」の遵守が求められる。同指針については、各規定の解釈や具体的な手続の留意点等を説明するガイドランスが用意されている。このような中、患者の同意取得について、指針の中には電磁的な方法に関する記載がないものの、ガイドランスでは、「適切な同意を受けている事例」として電磁的な手段が明記されており、指針とガイドランスの差別により、医学系研究の実施主体は書面での同意取得と当該書面の物理的管理を実施しているケースが多い。スマートフォンプリ等の電子ソフトウェアを用いた医療データの取得・活用が進むなか、書面に基づく措置の実施は関係者の負担となっており、医療データの2次利用が十分に広がらない一因となっている。	(一社)日本経済団体連合会	文部科学省 厚生労働省 経済産業省	①について、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(平成29年文部科学省/厚生労働省告示第1号。以下「医学系指針」という。)においては、既得の医療データを研究目的として2次利用する際、第12の(1)(2)(3)(4)で掲げる条件を満たす場合は、倫理審査委員会の意見を聴いた上で研究対象者等に研究内容を通知又は公開し、拒否機会を保障することによりものとされています。 なお新たに「原料・情報を取得して研究を実施しようとする場合のうち、侵襲・介入を伴わず人体から取得された原料を用いない等一定の条件を満たす研究に当たっては、研究対象者の適切な同意を得ることとされており、ここにいう「適切な同意」とは、電磁的記録による書面の受領も含まれるものと解釈しています(「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」ガイドランス第12の(1)12)。	「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(平成29年文部科学省/厚生労働省告示第1号)	対応	①について、医療データを研究目的として2次利用する際の同意の在り方は、「制度の現状」欄に記載したとおりです。また②について、ご指摘のように、電子ソフトウェアを用いた医療データ活用が進む現代において、電磁的方法による同意取得の需要が高まっていることは承知しているところであり、「医学研究等に係る倫理指針の見直しに関する合同会議」において、電磁的方法による「インフォームド・コンセント(IC)を受けようとする倫理指針及び「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」の見直しに関する取りまとめ」(令和2年1月24日、医学研究等に係る倫理指針の見直しに関する合同会議)を公表しました。この取りまとめにおいては、文書によるICに代えて、電磁的方法によりICの取得を可能とする方向性が示されており、現在この取りまとめを踏まえ、両指針の統合による新たな指針の制定に向けた具体的な検討を行っているところであります。電磁的方法によりICを受けられることが可能であることについても、見直し後の統合指針及びガイドランスにおいて明記する方向で検討しており、令和2年度中の告示を目指しているところであります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。

- ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
- :所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
020317043	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 5月27日	高圧ガス保安法におけるデジタル3原則の実現	高圧ガス保安法における手続において、「デジタルファースト」「ワンスオンリー」「ワンストップ」を実現すべきである。その際には、自治体毎に電子申請・届出システムを構築することは非効率なため、国の主導により全国統一のシステムを構築し、各自治体の利用を必須とすることが望ましい。	高圧ガス保安法に基づく各種申請・届出にあたっては、法令上オンライン実施不可の手続が存在するほか、各地方公共団体において電子申請への対応が進んでいないため、事業者は行政機関の窓口で大量の書面を待参・郵送する必要が生じている。具体的には、以下の手続における負担が特に大きい。 1.「保安統括者」「保安統括者代理者」「保安係員」「冷凍保安責任者」等の選任・解任の届出 2.保安検査・完成検査(収入証紙を貼付して手数料を支払う場合があるほか、検査証は書面で交付される) 3.設備に関する各種届出(「製造のための施設の位置及び付近の状況を示す図面」として「事業所全体平面図」を届出の都度提出している) 4.高圧ガス製造許可申請・特定高圧ガス消費届、高圧ガス製造施設等変更許可申請・特定高圧ガス消費施設等変更届(申請と届出を同時一体的に行う場合も手続毎に定められた同一の添付書類を提出している) デジタル手続法の施行にともない、ICTを活用した行政手続の合理化・簡素化は急務である。	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	高圧ガス保安法上の手続においては、まずは足下の取組として経済産業省(本省及び産業保安監督部)への電子申請手続きに向けた検討を実施しているところである。	高圧ガス保安法	検討を予定	まずは経済産業省への手続きのオンライン化の検討を進めていくこととする。同時に、各自治体への手続きについては、手続きの種類、件数の実態、オンライン化のニーズや正確性の担保方法等について、都道府県及び事業者双方の意見も聞きながら十分に調査・精査し、検討を行います。	
020317050	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 5月27日	特定原産地証明書の電子化の推進	デジタル技術を用いて手続負担を大幅に改善する観点から、指定発給機関と輸出先の税関当局の間で原産地証明に関する情報を電子的に共有する仕組みを構築すべきである。	経済連携協定(EPA/FTA)を利用した商品の輸出にあたり、海外の取引先から輸出者に対し、当該商品が日本産であることを証明する「特定原産地証明書」が求められる。同証明書の発給事務は、各協定が定める「指定発給機関」である日本商工会議所や各地の商工会議所が担っている。特定原産地証明書の発給申請に関する手続は電子化されているが、同証明書は書面で発給される。このため、輸出者は当該書面を取引先に送付し、取引先が輸出先の税関に証明書を提出する煩雑な処理が行われている。サプライチェーンの構成要素である貿易手続において書面を郵送でやり取りすることは、企業活動のデジタル化の足利になるとともに、輸入手続の遅延を招いている。 既に経済産業省「原産地証明書電子申請化支援事業」により、本年4月より一部の商工会議所で証明書の電子的な発給が行われる予定である。これにより、国内における発給手続の電子化は一定の効率化につながる。	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	特定原産地証明書の発給の申請手続については、すでに専用のシステムが運用されていますが、相手国税関への提出では原則として書面の証明書にて受理されること、発給も書面で行われています。 なお、豪州の間では輸入者が原産地証明書の原本を所持していることを条件に税関に対して電子的な写しで原産地証明を行うことが認められています。 また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けた暫定措置として、輸入通関時の原産地証明書のスキャンデータでの提出(事後に原産地証明書原本提出が必要)を認める国もあります。	該当なし	検討に着手	証明書の電子化の実現には、まず協定締結国との間においてその提出が受け入れられること及び具体的な運用方法について合意を得る必要がありますので、この点については、関係省庁とも連携しつつ、関心を有する国との間で相互主義に基づき議論を積極的に進めています。 現在議論を行っている国とは本年度中、それ以外の国に対しても来年度(2021年度)中を目途とし、相手国と合意した協定から運用ができればと考えています。	
020317060	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 5月27日	特許庁に対する手続の完全電子化	特許庁に対する全手続の電子化を可能にするとともに、特許印紙や収入印紙による手数料納付を廃止すべきである。	特許法に基づく手続は、原則として書面で実施し、特許印紙や収入印紙を貼付して手数料を納付しなければならず、「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」により、一部手続は電子化が認められているが、特許権の存続期間の延長登録や、登録名義人の表示変更登録に関する手続等は対象となっていない。電子申請・届出が認められない場合には、書面を作成のうえ、特許印紙や収入印紙を貼付して手続を行わなければならない、申請者の事務負担は極めて大きい。	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	特許法上、手続は原則として書面ですべきものとされていますが、そのうち工業所有権に関する手続等の特例に関する法律が定める一部手続については、書面に代えて電子的に行うことが可能とされています。登録名義人の表示変更登録申請や、存続期間延長登録願等、ご要望の手続は「特許手続」に該当せず、書面での申請が必要となります。	特許法第67条の2 特許法施行規則第1条 特許登録令第4条 特許登録令施行規則第10条4項 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第3条	検討を予定	政府全体で行政手続のオンライン化・ワンストップサービスの実現を目指している中で、特許庁も、電子化可能な手続の拡充を含め、ユーザーの利便性に資するよう、現行制度・システムを不断に見直ししています。 特許特別会計は収支相償原則の下で運営されており、特許庁のシステム整備に要する費用は、出願料、審査請求料、特許料等としてユーザーの負担となることから、ご要望の手続の申請件数等も踏まえ、システムの導入や維持に係る費用対効果も精査しつつ、今後も、手続の電子化について検討していく予定です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
020317084	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 5月27日	カメラ画像の適切な活用を促進するための環境整備	生活者のプライバシー保護に配慮しつつ、カメラ画像の適切な活用を推進する観点から、以下3点を要する。 1. ガイドブックのさらなる周知徹底を図ること。 2. ガイドブックの事例(不適切事例も含む)を一層充実させること。 3. カメラ画像の活用に関して相談できる政府の体制を整備すること。	街頭や店舗に設置した監視カメラにより取得された映像は、来店者数や顧客属性、行動履歴の把握による従業員の最適配置や品揃えの改善、構造物や道路状況の把握による地図データや都市計画の見直しなど、様々な用途での活用が期待できる。一方、カメラ撮影に際しての事前告知や取得目的の明示等、生活者の個人情報やプライバシーの保護への配慮も重要である。 このような問題意識のもと、IoT推進コンソーシアム、総務省、経済産業省の三者が合同で「カメラ画像利活用ガイドブック」を作成している。しかしながら、当該ガイドブックについてはあくまでも「生活者と事業者間での相互理解を構築するための参考とするもの」と位置付けられており、記載の配慮事項に即した対応を実施したとしても、事業者が保護されることではない。このため、各種の批判や訴訟リスクによる萎縮効果を払拭できず、結果的に、カメラ画像を活用したセンシング技術の導入が進んでいるとは言えない事態を招いている。	(一社)日本経済団体連合会	総務省 経済産業省	カメラ画像の利活用について、ニーズは高いものの、カメラによる撮影にあたっての事業者告知等、生活者とのコミュニケーションに課題があることで、カメラ画像の利活用を躊躇していることも分かりました。 そのような背景を鑑み、産官学連携でのIoTに関する技術開発やビジネス創出を目的とした「IoT推進コンソーシアム」では、2016年7月に、コンソーシアム内に設置された「データ流通促進ワーキンググループ」(座長:森川博之 東京大学大学院教授)の下に、カメラ画像の利活用について検討する「カメラ画像利活用サブワーキンググループ」(座長:菊池清明 明治大学教授)を設置し、実際に事業者が検討している利活用シーンから、事業者が個人情報保護法で定められる個人情報の保護を前提とし、その上で事業者が生活者とそのプライバシーを保護し、適切なコミュニケーションを図るにあたっての配慮事項を整理検討し、2018年3月に「カメラ画像利活用ガイドブック(ver2.0)」として公表しました。 その後、実際にカメラ画像をマーケティング等で活用している事業者にてヒアリングし取りまとめ、2019年5月に「カメラ画像利活用ガイドブック 事前告知・通知に関する参考事例集」をリリースするとともに、同年9月にはカメラ画像利活用ガイドブックに関するセミナーを開催し、周知活動に努めております。	なし(関連で個人情報保護法)	検討を予定	カメラ画像利活用ガイドブックの内容そのものについて、個人情報保護法改正案が国会に提出されていることも踏まえ、本年度以降、改訂についてその必要性も含めて検討することとしています。また、昨年提示した事例集発行から現時点でまだ1年経過していないことから必ずしも事例が集まっていないところではありますが、今後よりわかりやすい事例等の収集に努め、成果として一定のものが集まれば、改めて事例集として公表することを検討したいと思っております。	
020327002	2年 3月27日	2年 4月23日	2年 5月27日	「電気事業法」に基づく第三種電気主任技術者管理の勤務形態に対する規制緩和について	一定の要件を満たす場合、同法第43条に基づく主任技術者は選任場所における常時勤務を義務としない。 一定の要件とは、同法施行規則第52条の2を援用し、自家用電気工作物が7000V以下で受電する需要設備(電気事業法施行規則第52条第2項)であって、選任場所(2時間以内)に引渡(主任技術者制度の解釈及び運用4.(7))することができるなど、同法施行規則第53条第2項による委託における義務と同等とする。	○当社には電気主任技術者の資格を有している職員が存在するにも関わらず、自家用電気工作物がある事業所に常駐することが出来ないため、保安管理業務を電気保安法人に委託している。 ○常時勤務するところに事業用電気工作物がある事業場の場合は兼任が認められているが、常時勤務するところが事務所の場合は認められていないため、制度の一貫性がないのではと考えられる。 ○自家用工作物は、平日の日中(稼働時)は有人により維持管理をしており、緊急時における連絡体制等も完備し、更に遠隔による確認も可能な設備を整備しているため、電気主任技術者が常駐しないことによる問題は特段ないものと思料される。 また、常時の保安管理業務は、電気保安法人と同等に行うことを義務化することで担保できるものと考ええる。 ○現在の受託事業者である電気保安協会は、兼業等が認められ、常時勤務が免除されている。これまで常駐しないことによる支障は発生していない。 ○本件規制緩和提案が認められることによって、経費の削減による効率的な事業管理ができると共に、人材の有効活用により、人手不足等の課題解決においても貢献できる。 また、自らが管理することにより、電気保安に対する意識も更に高まることと共に、自家用電気工作物自ら定期検査等を含め自己管理することで異常な状態を早期に確認することに繋がり、故障等の事態を未然に防ぐことが期待できる。	個人	経済産業省	「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」(平成31年3月11日付け20190304保局第1号)において、電気主任技術者は選任する事業場に常時勤務する者であることを要件としています。	「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」(平成31年3月11日付け20190304保局第1号)	検討を予定	御提案の内容については、電気保安の確保の観点から、今後検討してまいります。	